

予算常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年3月17日(火) 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	有村 隆志 君	副委員長	植山 利博 君
委員	徳田 修和 君	委員	阿多 己清 君
委員	中馬 幹雄 君	委員	宮本 明彦 君
委員	中村 正人 君	委員	池田 綱雄 君
委員	岡村 一二三 君	委員	下深迫 孝二 君
委員	今吉 歳晴 君	委員	蔵原 勇 君
委員	宮内 博 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川東 千尋 君	まちづくり調整監	脇迫 正文 君
建設政策課長	茶園 一智 君	建設施設管理課長	長谷川俊己 君
土木課長	寺田 浩二 君	建築住宅課長	松元 公生 君
建築指導課長	瀬戸 司 君	都市計画課長	池之上 淳 君
区画整理課長	有馬 正樹 君	下水道課長	柿木 安長 君
霧島総合支所産業建設課長	岩元 洋二 君	建設政策課政策G主幹	別當 正浩 君
公園管理G主幹	片白 信人 君	建設政策課用地G主幹	池田 豊明 君
道路維持第2G主幹	仮屋園 修 君	道路管理G主幹	大岩根充一 君
道路維持第1G主幹	竹下 浩二 君	道路整備第1G主幹	松形 一敏 君
河川港湾G主幹	西元 剛 君	都市計画課長補佐	牧之瀬光博 君
建築住宅課住宅G主幹	本村 浩孝 君	建築住宅課建築G主幹	侍園 賢二 君
建築住宅課住宅収納G主幹	杵田 信幸 君	区画整理課業務第1G主幹	南田 光正 君
区画整理課業務第2G長	岩元 龍己 君	区画整理課業務第3G主幹	小松 弘明 君
産業建設課温泉G主幹	谷山 一治 君	下水道課業務G主幹	前田 勤 君
下水道課工務G主幹	塩屋 一成 君	下水道課業務Gサブリーダー	笹峯 毅志 君
建築指導G主幹	松崎 浩司 君	都市計画第1G長	長瀬 広和 君
道路整備第2G長	三島由起博 君	都市整備Gサブリーダー	池田康一郎 君
建設政策課政策G主任主事	宮原 健介 君	水道部長	小野 博生 君
水道課長	原田 修 君	水道部管理課長	浮邊 文弘 君
水道政策G長	川畑 信司 君	施設第1G主幹	中園 馨 君
施設第1G主幹	下村 英明 君	水道政策G主査	山内 太 君

5. 本委員会の傍聴議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

7. 本委員会の所管に係る協議事項は、次のとおりである。

議案第36号 平成27年度霧島市一般会計予算について

議案第37号 平成27年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

議案第38号 平成27年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第39号 平成27年度霧島市介護保険特別会計予算について

- 議案第40号 平成27年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について
- 議案第41号 平成27年度霧島市下水道事業特別会計予算について
- 議案第42号 平成27年度霧島市温泉供給特別会計予算について
- 議案第43号 平成27年度霧島市水道事業会計予算について
- 議案第44号 平成27年度霧島市工業用水道事業会計予算について
- 議案第45号 平成27年度霧島市病院事業会計予算について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

○委員長（有村隆志君）

予算委員会を開会します。本日は、去る2月24日の本会議で付託されました議案16件のうち、10件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。

#### △ 議案第36号 平成27年度霧島市一般会計予算について

○委員長（有村隆志君）

早速審査に入ります。議案第36号、平成27年度霧島市一般会計予算について、建設部関係の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第36号、平成27年度霧島市一般会計予算について、御説明申し上げます。一般会計予算につきましては、総額で、歳入歳出それぞれ551億円ありますが、建設部関係の歳出予算額は、土木費では、55億7,675万1,000円であり、平成26年度の土木費59億3,770万3,000円と比較いたしますと、対前年度比の約93.92%で、予算額で3億6,095万2,000円の減となっております。このように、今後も建設事業費は減少していくことが想定されますので、霧島市総合計画などの各種計画や本年度末に策定される予定の霧島市公共施設総合管理計画に基づき、建設部で所管いたします各計画の見直しに着手しながら、財政状況を勘案し効果的・効率的な事業を推進し、市民生活の向上を図っていきたく考えているところでございます。なお、各予算の内訳といたしましては、土木管理費で4億9,669万1,000円、道路橋梁費で23億8,147万円、河川費で1億2,094万1,000円、港湾費で338万1,000円を計上するとともに、都市計画費で19億2,349万8,000円、住宅費で6億5,077万円を、それぞれ計上いたしております。また、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で7,700万円を計上したところであります。また、第3表の地方債につきましては、各種事業の地方債のそれぞれの限度額を設定したものであります。以上で、建設部関係の概略説明を終わりますが、詳細につきましては、関係課長がそれぞれ説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設政策課長（茶圓一智君）

[予算説明資料に基づき説明]

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

[予算説明資料に基づき説明]

○土木課長（寺田浩二君）

[予算説明資料に基づき説明]

○建築住宅課長（松元公生君）

[予算説明資料に基づき説明]

○建築指導課長（瀬戸 司君）

[予算説明資料に基づき説明]

○都市計画課長（池之上淳君）

[予算説明資料に基づき説明]

○区画整理課長（有馬正樹君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（蔵原 勇君）

予算説明書の7ページなのですが、土木課のほうにお尋ねいたします。この7ページの辺地対策道路整備事業の中で、本年度分の工事請負費が国分の口輪野～永迫線外1路線、これはもう数年も前から続いているんですけど、本年度分はそれくらいのメーターを予定されていますか。

○土木課長（寺田浩二君）

150mの予定をしております。

○委員（蔵原 勇君）

150mですね。これまでもう数年かけて整備してもらっているということなんでしょうけれども、これまでの完成分は大体どれくらいいっているんでしょうか。

○道路整備第1G長（松形一敏君）

口輪野～永迫線なんですけども、辺地計画を立てまして今、第2期工事ということで、平成22年度から平成26年度の期間で工事を行っております。延長ベースでいくんですけども、2期の計画の延長が2,270mあります。そのうちに平成22年度から平成26年度の間実際に工事を行った延長が738mで、延長ベースでいきますと32.5%の進捗になっております。事業費ベースでいきますと、計画事業費が2億7,110万円となっております、実際、行った事業費が1億504万2,000円、事業費ベースでは38.8%という実施になっております。

○委員（蔵原 勇君）

2,270mは結構長いですね。事業ベースで約32%と。これは相当まだかかるかなと思われそうですが、引き続き予算化を年度ごと、少しでも早い完成を。要望があがっているので、よろしくお願ひします。2つ目には同事業の公有財産購入費の中で、木原～年ノ神線、この道路の用地面積と筆数はどのようになっていますか。

○道路整備第2G長（三島由起博君）

現在、木原～年ノ神線、外1路線につきましては、交渉を行っております、半数以上の用地の確保ができています。しかしながら、霧島側というか、起点側の部分の交渉が若干難航しております、その部分の交渉ができましたら順次、工事に着手していきたいと考えております。

○委員（蔵原 勇君）

この全長計画面積はいくらでしたか。それをお尋ねします。

○道路整備第2G長（三島由起博君）

後ほど確認して回答いたします。

○委員（下深迫孝二君）

3ページ、道路維持管理事業についてお尋ねしますけれども、道路維持作業員の賃金ということで4人分の計上があるんですけども、毎回、道路維持に連絡をしないといけない、側溝が詰まっている、いろんなこういう問題があります。道路の横に堆積物がかなり、強い風のときなんかはたまったりして、お願いしているんですけども、ここをもう少し人数を増やして、定期的に作業パトロールをさせるといったようなことはできないんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

道路維持作業員の賃金4人分につきましては、主に道路の側溝上げとか、それと道路の路肩の補修とか、そういうもので機械を伴う作業に従事していただいているところでございます。今、パトロールの件がありましたけど、パトロールは市道延長が長いので、各地区にシルバーの、ここ

の委託料の中で、道路維持補修委託ということで、シルバーへの年間管理委託をお願いしているわけですが、各地区に2名ずつシルバーの方を配置していただいております。その方に、1か月に1回、国分地区なら国分地区を回る。それと隼人地区も月1回とか、そういうことで月1回のパトロールができるような体制で今、実施しているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

満足いくとはいいませんけれども、それで完全に維持管理はできていますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

月1回で約1,600kmを各地区回ることにはしておりますが、なかなか細かいところを回ることができないところもあるかと思えますけど、私どもにしては一般的には道路維持管理はできているかと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

できていないから質問をしているんですよ。ですから、この4人で足りるんですかと。もちろんシルバーも使ってされているということなんですけれども、同じ市道ですから、もう少しきちっと管理をしていただかないと、上場と下場の格差が物凄くあるわけですよ。ですから、上場の人間でも税金を払っているんです。ですから、同じ対応をしていただかないと、上場の場合は特に道路の周辺部は木が生い茂っているわけですから、それだけ落ち葉が落ちる、側溝が詰まる、詰まれば今度は道路を横断して流れれば、今度は道路が崩れるといったような悪循環になるわけですよ。ですから、こういうことをお願いしているんですが、部長、せつかくの機会ですから一言ありましたら。

○建設部長（川東千尋君）

道路の維持管理につきましては、ただいま課長が答弁しましたように、4名は主にそういった維持修繕に費やす人数で、後はシルバーの方々に地域ごとに毎月の定例的な点検をしていただいていると。それから寄せられた内容については、緊急的なものを優先しながら当然、維持補修は行っているわけですが、限られた維持予算の中で、なかなか手の回り切らない、あるいはまとめていろいろ発注していく中で、どうしても順番的に工期の中でちょっと遅くなってしまうといったようなケースも見受けられるようですので、そういったところは今後とも緊急的な部分をまず優先、第一として今後、対応してまいりたいと考えております。

○委員（下深迫孝二君）

それと、いろんなところで道路が陥没というよりか、「穴ぼこができていて、あるいは舗装をちょっとしてくださいと。ぼこぼこになっている」とこう言いますと、よく言われる言葉が「まちづくり委員会に上げてください」とおっしゃるんです。例えば、道路の改良等をお願いしているなら、これは長期的にやらなきゃいけないわけですから、まちづくり委員会できちっと計画的にやっていくということが望ましいと思えますけれども、ただ道路の舗装をお願いしているのに、一回一回まちづくり委員会に上げないとできないというのはどういうことでしょうか。まず、その説明をしてください。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

私どものほうには様々な要望がくるわけですがけれども、主には自治公民館が作成するまちづくり計画、それに要望書によるものとか、また現場で直接説明される方とか、電話でとかインターネットなどの様々な方法で、私どものほうに要望・苦情がまいつているところでございます。要望としては、代表的には草の繁忙期における草払い、高所木伐採、また道路施設での経年劣化に伴う、先ほど言われました舗装、側溝の修繕、それに穴ぼこなどが主な要望・苦情でございます。対応につきましては、舗装の穴ぼこ、陥没、側溝の蓋などの破損などの危険性のあるものについては即、対応を致しているところであります。また、水たまり箇所や路面などの補修箇所が多く、ひび割れがひどく、通行にちょっと支障があるかなという箇所につきましては、部分的にオーバーレイをするなど、柔軟に対応させていただいているところでございますが、まちづくり計画などの要望は、地域の優先順位を基に現場調査により、危険性や緊急性があるかななどを考慮しながら、優先順位によ

り即、対応をしたり、年次的に行ったりしているところでもあります。それに、先ほどありました突発的にある要望につきましては、危険性がある要望についても即、対応しながら、まちづくり計画を作成している地域内の要望であれば、まちづくり計画に記載されているような規模の舗装、修繕や側溝改修などの要望はできる限り、まちづくり計画に追加していただくように現在、お願いしているところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

例えば、1 kmも2 kmもオーバーレイをしてくださいというものだったら、おっしゃるとおり、まちづくりに上げて計画をもってやらなきゃいけないわけですけども、例えば20mとか30mとか、そういうものも一回一回まちづくりに上げなきゃできないんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

先ほど言いましたように、まちづくり計画の中にも、そういうくらいの維持補修のオーバーレイをしてくださいとか、そういうものもあつたりしまして、現在、我々のほうにまちづくり計画関連で、平成27年度要望を考えますと343件ほど地域からお願いがきているわけなんですけど、その中に舗装の件数として89件くらいがきているという状況でございますので、やはり我々にしても、まちづくりのほうも重視しながらいかなければならないということも考えておりますので、地域にそういう規模的なものがあるものについては、やはりそうお願いしているところでもありますので、御理解いただければと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今、申し上げたように、長い距離なんかというのはまちづくりに上げてやらんといかんけれども、もう団子を叩きつけたみたいになって、ぼこぼこしているような所で距離が短いときなんかは、一回一回まちづくりに上げなくてもできるといったような対応もしていただかないと。他の課でも言いましたけれども、合併する前は行政の皆さん方はサービスは1番いいところに合わせて、負担は1番軽いところに合わせるということをおっしゃって、我々はそれを市民に伝えて合併に協賛していただいたことがあるわけですよ。ですから、合併して距離が長くなったから、あるいはどうなったからというのは、ただこれは行政の言い訳でしかないわけですから、市民の皆さん方はこれを信用して合併に皆さん賛同されたわけですよ。実際、合併してみたら、「何もいい事はないよ」とおっしゃるようなことを我々は言われて、我々も大変なんです。「あなたが言ったから合併したんだよ」と。「何もいい事はないよ」ということを言われます。国分、隼人はよくなっていると皆さんおっしゃるんだけど、国分、隼人にも上場があるんです。ですから、そこら辺もきちっと対応していただくようお願いをしておきます。それと、参考までに申し上げておきますと、うち辺りの道路は、亀の背中みたいになっている所がもうほとんどです。雪が降るときには滑り止めにはなるんでしょうけれども、あれは模様じゃなくて恐らく割れてああいうふうになっているんだろうと思いますので、一つよろしくお願ひします。

○委員（池田綱雄君）

説明書の1ページと18ページに関連があるんですが、新町線、第一工大の中の県の道路だと思えますが、やっと動き出したのかなと思っております。この1ページの中の8,324万1,000円は、県の負担金ということですが、これは県事業のいくらに対して8,324万円の負担金なのか。それと、18ページの山崎線、これは旧国鉄の大隈線跡地が確か山崎線だったと思えますが、これについても用地費とか補償補填費が組まれているんですが、関連があつて一緒に予算が付けてあるんだと思えますけど、この辺をもう少し詳しく。県がどういう事業に着手したのか。山崎線のほうが早く取付道路をしても困ると思えますけど、そういう補償補填を組んでおられますけど、私は同時施行しないとできないと思うんですが、この辺をもう少し詳しく説明をお願いいたします。

○建設政策課長（茶圓一智君）

負担金の件でございますが、交付金と致しまして工事費が7億9,371万4,000円です。負担率が10%でございますので、7,937万1,000円が負担金となっております。合わせまして、地方特定道路整備

事業のほうで工事費が7,740万円でございます。これの負担率が5%でございますして、387万円で、合わせまして工事費が8億7,111万4,000円で、負担金が8,324万1,000円となります。

○都市計画課長（池之上淳君）

山崎線につきましては、平成26年度予算で補償金と用地と上げていたと思うんですけども、まず山崎線のほうが第一幼児短期大学の図書館が支障となっております。それで、補償費として図書館と、あと第一工大の用地について平成26年度上げておりましたが、この予算の繰越しをさせていただこうとしておまして、平成27年度に繰越しをしまして、その平成27年度中に図書館の解体まで都築学園側のほうにさせていただきまして、その予算を充てようとしております。平成27年度に上げております山崎線のほうは、公有財産購入費と残りの補償補填について上げております。今、そういう状況でございます。

○委員（池田綱雄君）

新町線、県のほうが工事請負費で8億7,114万4,000円ということですが、あそこには幼稚園があって、幼稚園がもろに引っ掛かると思いましたけれど、ここの補償費も含めて10%の負担金だろうと思いますが、8億7,000万といえればかなりの工事請負費ですよ。これが、今年度から工事が始まるという認識でよろしいですか。

○建設政策課長（茶圓一智君）

確認させていただいてから、後もってお答えしたいと思います。恐らくこれは補償費だと思うんですけども、その工事が来年度始まるかどうかはちょっと確認させていただきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

さっきの説明は工事請負費が8億7,000万円程度ということでしたので、そういう補償補填もあるんじゃないのという疑問をしたんです。そして、約8億7,000万円という工事は莫大な工事量ですよ。どの辺までできるのか、そこを尋ねたんですけど、ひょっとしたら今回は補償補填だけが約8億7,000万円ですか。

○委員長（有村隆志君）

それでは、後もってその部分の説明をお願いいたします。ほかにありませんか。

○委員（宮本明彦君）

同じ1ページの県営道路整備負担金事業です。今年度の予算で、議会だよりのほうに路線の整備の記事を書かせていただいたんですけども、県道についてはこうやって負担金がありながら、いつ完成予定なのかというところの情報を市もお持ちでないし、何か余り県のほうも持っていないというようなイメージがあります。まずはこの負担金補助及び交付金、基本的には先ほどの負担率10%ということでよろしいのでしょうか。

○建設政策G長（別當正浩君）

交付金事業の場合には、県では10%と充てておりますけど、大部分は地方特定道路整備事業でありまして、5%の負担率となっております。

○委員（宮本明彦君）

それぞれここには何々線外というような、5路線が明記してありますけども、この辺の現在までの進捗率とか、それといつ完成の目途があるんだというような情報はお持ちでしょうか。

○建設政策課長（茶圓一智君）

その点につきましては、私どものほうも県のほうにお尋ねするんですけども、毎年の事業費が変わるということで、いつ完成するというのを明確にもらったことはございませんで、この前も市長のほうで県振興局のほうに要望に直接行って、お尋ねするんですけども、県のほうは明確に回答しないというのが現状でございます。

○委員（宮本明彦君）

確かに、いつまでというのは聞けないという部分はあると思います。進捗のほうはいかがでしょうか。進捗率のほうは。

○建設政策課長（茶圓一智君）

路線については、ここに書いてある8工区ということでございますが、例えば都城隼人線は重久工区ということで負担金を払っているわけですが、この計画につきましても、ちょっと今のところ正確な進捗率というのは資料がございません。これは県のほうに一応お聞きしないとはつきり分からないものですから、もう本日答えるということは恐らくできないと思いますので、また後日に分かる分で資料を提出させていただきたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

先ほども蔵原委員から進捗率はとかというお話もありましたけども、やはり県の事業についても市がいかにかかっているのかということの方が重要で、市民はそれを期待している部分もありますので、ぜひその辺は情報を密にやり取りをしていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

今のその負担金のところの関係ですけれども、法律的には地方財政法の第27条の規定によって負担金を納めるとなっていると思うんですけど、まずその確認。

○建設政策G長（別當正浩君）

今、宮内委員がおっしゃったように、地方財政法の第27条及び道路法の第52条のほうに市町村の負担金という部分がありまして、その両方をもって負担金を決めるようにしております。

○委員（宮内 博君）

それで、先ほど負担金と交付金でこの負担率を分けているということで、10%と5%という紹介があったんですけど、法律的には受益の限度というのが書かれていますよね。それで当然、何らかの協議がなされた上で、その受益の限度がいかほどかということを決めるのではないのかなと思いますけれども、その決定は県からこのようにお願いするという一方的なものなのか。どれくらいの受益の範囲があるということで、話し合いが持たれるものなのか、その辺を分かればお示してください。

○建設政策G長（別當正浩君）

この負担金につきましては、古いんですが昭和62年に負担率についてということで、鹿児島県のほうから市町村にいろいろ通知、通達があったと聞いております。それで、現在は、毎年予算の段階で、このような負担率で負担金のほうをお願いするという協議が来て、それに基づいて例年負担金を決定している次第であります。

○委員（宮内 博君）

ということは、昭和62年から大体その5%と10%ということで踏襲されているという理解でいいんですか。

○建設政策G長（別當正浩君）

大体そういう形でよろしいと思います。

○委員（宮内 博君）

受益の範囲というのをどう考えるのかという点で、協議くらいあってもいいんじゃないかなという気はしましたので、申し上げました。引き続いてよろしいですか。2ページの地方改善施設整備事業の関係で、道路整備事業なんですけれども、厚生労働省の補助事業ということですよ。旧隼人町のときには同和対策事業の一環として、この生活改善対策事業という地方改善対策事業というのが行われていた経過があって、そのときも厚生労働省の補助事業だったんです。対象地域が国分ということでありますので、こういう事業が導入されることになった背景、その辺をちょっと説明してもらえませんか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

私のほうでは、同和対策事業の一環としてやってきたものが、この事業に変わったと聞いております。それで、区域につきましては、今の国のこの地方改善施設整備事業になってからかと思えますけど、そういう採択条件があるんですが、その条件に合えば、区域は問わないということになっ

ているようでございます。

○委員（宮内 博君）

ということは、市内のどの地域であってもこの事業が活用できるということですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

採択条件があるわけですが、交付の対象ということで、大型共同作業所とか下水排水路とか、我々が今お願いしている地区道路、橋梁ということで、この採択の中でいきますと、道路法に言う市町村道で幅員が原則として2m以上6m以内で、厚生労働大臣がその都度承認したものであればいいですよというようなものでございます。そういうやつにすれば地域を問わないと。場所も条件の中に、排水とかいうのは下水道を整備されていないとかもうそういうのもありますが、生活排水路であるとか、そういうものもあるようでございます。そういう条件を満たせば、地域を問わずお願いできると考えております。

○委員（宮内 博君）

補助率がかなり高かったかと思うんですけど、いくらでしたかね。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

補助率は50%でございます。

○委員（宮内 博君）

そうしますと、厚生労働省の補助事業で活用して行う事業はこの下井25号線ということですが、その予算の範囲があるというのかな、実際活用できる。その辺があって、ここの地域だけとしたんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊巳君）

平成26年度に要望いたしましたところで、先般の3月補正の中で事業中止ということがあったわけですが、このときには国分地区の唐仁町地区の道路を広げようということをお願いし、事業費は2,700万円、その工事を全体事業費をお願いしたところだったんですけど、やはり先般申し上げましたように、国としては隣保館とかそういう生活館なんかの耐震補強工事を優先して採択したいという旨の中で、道路事業、採択でいう道路のほうは内示がなかったということでありましたので、今回は道路として額も大きかったということも考えまして、できるだけ地域から要望のあるそういうものを一つでもできないかということで今回、国分地区の排水路を国に要望をしているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

8ページの新川北線道路整備事業です。しらさぎ橋が8億5,580万円の予算が計上されているようですが、この前の一般質問の中で、予定通り平成28年度には完成をするんだという説明だったと思います。少し補助金が遅れて、取りあえず平成26年度はできなかった事業があったけれども、完成年度は変わらないという説明を受けたのですが、平成26年度末の進捗率と平成27年度末の進捗率を、まず示していただきたいと思います。

○土木課長（寺田浩二君）

平成26年度末の進捗率としましては、橋全体で39%の進捗率でございます。それから、平成27年度末の進捗率については、ちょっと計算して、後ほど回答いたしたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

確認しますけど、平成28年度末には予定どおり完成ということで、理解してよろしいですか。

○土木課長（寺田浩二君）

しらさぎ橋の上部工につきましては、平成28年10月の工期となっております。そのほかに、これから景観の工事とか、あと高欄とか外灯とか取付道路、そういった工事を発注予定ですが、それらにつきましては平成28年度末までに工事を完成させる予定で今、工事を進めております。

○委員（中村正人君）

18ページのまち交街路整備事業（国分中央）について、平和通線の工事請負費が計上されていま

すが、平成27年度で進捗率は100%になるのですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

すみません。計算して、後ほど御報告させていただきます。

○委員（中村正人君）

ほかの2路線もちょっとまだ目には見えてこないものですから、今後の計画、予定等が分かっておればお教えください。

○都市計画課長（池之上淳君）

この事業につきましては、第2期ということで、平成28年度までの計画で行っているところです。今のところの計画では、町の下2号線と犬追馬場線とも計画としては平成28年度には完了ということなんですけども、現実的にはちょっとまだ先であるというふうに考えております。

○委員（中村正人君）

10ページの県単急傾斜地崩壊対策事業について、国分の坂下地区は、がけが崩れた部門かとは思いますが、これは第一工業大学側の歩道が、県道ですけれども、途中で切れたまま全然つながらないままなんですけど、そこはこの内容には該当しないのですか。

○土木課長（寺田浩二君）

来年度予定しております、国分坂下地区の具体的な場所と致しましては、第一工大と国分中央高校の間にある小高い丘の北側斜面ということで、第一工大の建物の裏という場所で、県道60号線のほうとは直接関係ございません。

○副委員長（植山利博君）

11ページです。県施行港湾関係負担金事業について、240万の計上ですけれども、まず福山と隼人港ということになっていますので、それぞれの事業費が分かっておれば、お示しください。

○河川港湾G長（西元 剛君）

福山港のほうですけれども、事業内容としましては防波堤の腐食工事でありまして、事業費が1,200万円ということで、負担金が3分の0.4ということになっております。1,200万円の3分の0.4です。それと、隼人港に関しましては、要望といたしましては休憩施設とか高木等を一応要望しております。事業費と致しましては400万円で、20%の負担という形になっております。

○副委員長（植山利博君）

船舶の安全な係留と航行の確保を図るということで、この説明から見ると、浚渫の事業などもあるのかなというふうに見えるんですけども、地元からも相当強い要望があるようですが、浚渫の事業はこの事業にはもう、今年度は入ってないということでもいいんですか。

○河川港湾G長（西元 剛君）

隼人港の航路の浚渫につきましても、要望の中には記載をさせていただいております。ただ、県の事業でありますので、県のほうの内訳として実際、どれをしていただけるかというのは、まだ決定はしておりません。

○委員（蔵原 勇君）

3ページなんですけど、橋梁長寿命化修繕事業について、いい事業の中で実施していただいているわけですけれども、本年度も設計委託等もありますよね。橋梁点検調査というのも平成27年度に予算計上されていますが、平成26年度までに、これまで整備した橋は何箇所くらいありますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

これまでの橋梁長寿命化修繕事業で行った橋梁かと思えますけれども、平成24年度に止上橋、平成25年度に郡田橋、神橋、木之下橋、平成26年度で繰越しを行いまして牧園の手洗橋、それと向川原橋、久保田橋、渡瀬橋、高畑橋、現王橋、今村橋、豊後迫橋ということで、平成26年度までに合計12橋が終わることになります。

○委員（蔵原 勇君）

これは、国庫補助というのが有利な事業と聞いているんですけど、市の負担割合と国の負担割合

はどのようになっていますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

交付金事業でございますけれど、国のほうから55%の交付金を頂いておるということです。

○委員（蔵原 勇君）

半分以上が、有り難いそういう補助ですけれども、これまで1市6町の中で、橋はおおむね5m以上、10m以上と思われませんが、どの程度あるのですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

橋梁の長寿命化修繕計画の中では、651橋ということで計画しているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

そうしますと、これまで2か年の中で、12の橋梁が安心した、いわゆる補強対策が取れたと思うんですけども、これはおおむね例えば、橋の寿命が現在、何年以上を対象とするんでしょうか。例えば、30年とか50年とかあるんでしょうけれども、いっぺんにはできないと思うんですけども、その辺の取扱いを教えてください。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

年数をしっかりと把握しておりませんが、やっぱり架設年度の古い橋梁から、それと一番重要なのは損傷度というか、傷みの激しいものを重点的にということをやっているところでございます。

○委員（蔵原 勇君）

引き続きですね、有利な事業ですので、651橋のうち一番使われる橋梁、こういう利用度の問題もあると思うんですよ。ただ5m以上、10m以上で掛かっている橋もあれば、さほど使われていない橋もあると思われまして、もちろん調査の段階で十分調査をされてると思うんですが、激し橋の往来を。危険性が高いということで、国が55%の補助をしていますので、引き続き例えば大きな枠で、六つくらいは何か整備されているようですので、6橋がですね。これはやはり10橋くらいはできないものかなと、一瞬思ったもんですから、引き続き努力をしていただきたいと思います。これは要望でいいです。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時31分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど橋梁のところが出ておりましたので、少しお伺いいたします。朴木地区に狭い橋があつて、豪雨災害のときに真ん中をえぐられてしまつて、橋が落ちそうになっているところを補修をして今、使っている橋がありますけれども、これがまず一点。それと平山地区の渡瀬地区という所です。これも豪雨災害のときに下の土砂が流されて、真ん中が少し橋が落ちていたと。それも補修はされたみたいですが、こういうのはこの橋梁の耐震にはかからないんでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

橋梁長寿命化事業は、基本的には橋梁の補修をして寿命を長くするという事業でございます。先ほど言われました渡瀬橋は、この事業で今年度、中のピアが下がってちょっと5cmぐらい下がっている橋がありましたけれども、この事業で補修をして、今年度やっているところでございます。もう一つのほうはちょっともう一回確認をさせていただきます。

○委員（下深迫孝二君）

あれも地域住民にとっては大事な橋ですので、田舎のほうの橋だからということではなくて、霧島市内の橋ですので、ぜひ検討いただきたいというふうに思います。それと部長、合併してもう10

年、ほとんど遅れているところには今までそれなりのお金はつぎ込まれてきたと思います。ほぼ同じレベルになってきたというふうに思っておりますので、これからは全体的に片寄らない予算の使い方を、これは強く私は要望しておきます。

○委員（宮本明彦君）

同じところですよ。先ほど 651 橋あったということで、今回、126 橋を点検すると。これは来年度から始まる定期点検という理解でよろしいですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

橋梁の点検なんですけれども、平成 27 年度で 126 橋を実施いたしますけれども、これを 1 年度でやると六百五十何橋ございますので、大変の額ということで平準化して、4 年ないし 5 年でやろうかというふうに考えているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

大体、五分の一だなという予想はつきます。これにかかる委託費はどれぐらいを考えておられますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今年度の分で 4,000 万円を考えております。

○委員（宮本明彦君）

ということは、毎年度 4,000 万円がこの点検調査に掛かるということですね。先ほど災害があったときには、何かの変化が起こる可能性があるんですけれども、そういう点は加味された形になるのかどうか、年度で 125 橋ぐらい点検の予算は付きますけれども。何か豪雨災害等あったときに、そこは別途点検されるのかもしれませんが、そういったところも加味してやれるのかどうかというところだけ。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

この定期点検は、通常の状態での定期点検というふうに考えております。災害とか、特に地震とかがあれば、それなりの点検をしなければならぬときもあろうとは考えております。

○委員（宮本明彦君）

そしたら、これとは別の予算でやりますよという理解でよろしいですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

先ほど言いましたように、通常の状態での定期点検を 5 年間でやるわけなんですけれども、そういう特別な場合は別と考えているところでございます。

○委員（阿多己清君）

今の橋梁のところだったんですが、長寿命化の関係で工事を予定している設計業務委託が 5 橋計画されているんですけれども、基本的にはこの長寿命化の工事については幅員は変わらないということで考えておられるのか、拡幅等はしないという基本線を持っておられるのか、そこをお聞かせください。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

橋梁長寿命化修繕事業は、原則として現存する橋梁の維持をするということでございますので、拡幅とか、そういうものはこの事業には含まれないというふうに考えております。

○委員（阿多己清君）

地域によっては狭い橋もあるようなんですけれども、そういう拡幅の要望等が出た場合は、予算もかなり掛るんでしょうけれども、他の事業でというのは可能なのかお聞かせください。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

橋梁長寿命化修繕事業では拡幅とか、そういうものはできないと思っておりますけれども、地元から拡幅してほしいというものについては、また別な事業があればそういうもので対応できるかは考えています。ここでどういう事業があるかは分かっておりませんので、申し上げることはできませんが、有利な事業があればそういうものを利用すれば可能ではないかと考えます。

○委員（宮内 博君）

13 ページの一番の上の段の工事請負費でありますけれども、東郷団地、川原団地の駐車場整備ということでありましたが、既に平成 26 年度の事業で東郷団地については駐車場整備がなされて大変喜ばれております。それで、まず一つは東郷団地の駐車場整備であります、あと残っている分はもう今年で完成をさせるということによろしいのでしょうか。

○建築住宅課長（松元公生君）

東郷団地につきましては、平成 27 年度で完成予定であります。

○委員（宮内 博君）

川原団地については、木之房団地の工事があって、駐車スペースもそちらのほうも利用できるような形には少しはなっているんですけども、ここはどういう計画でしょうか。

○建築住宅課長（松元公生君）

木之房団地の整備で、一部川原団地の分も整備をしておりますので、平成 27 年度につきましては、川原団地内の分について、まだ整備がなされておられませんので、ラインを引いたり舗装したりということを考えております。

○委員（宮内 博君）

それは川原団地の独自の駐車スペースを別につくるということではないということですか。ラインを引いたりとか、そういうのでこの事業費が入っているということですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

川原団地につきましては、ちょっとスペースが敷地的になかなか厳しいということで、木之房団地分も割り当てをしておりますので、川原団地の分のできる分で整備をしていくということです。

○委員（宮内 博君）

分かりました。それと内山田団地については、台所とか洗面所等の改修が予定されているんですけども、川原団地についても水圧が低くて湯沸かし器がつきにくいとか、そういうのは前から寄せられているところなんですけれども、一度にはできないでしょうけれども、どういう計画になっていますか。

○建築住宅課長（松元公生君）

後で答弁させていただきたいと思います。

○委員（宮内 博君）

それでは後でお願いします。14 ページの住宅使用料の徴収事務の関係についてお伺いをしたいんですけども、市の条例の中には家賃の減免とか、徴収猶予ができるという規定があるんですけども、どういう場合にできるのか、まずそこからお願いします。

○建築住宅課長（松元公生君）

退職とか、職がなくなって給与か急に減ったとか、そういったことで生活に支障を来しているという方等が申請されれば、減免等の措置がされると思っております。

○委員（宮内 博君）

新年度にそれをどれぐらい見込んでいるのか、平成 26 年度の実績と合わせてお示しをいただけませんか。

○建築住宅課長（松元公生君）

減免につきまして、平成 26 年度の見込みですけれども、申請が 51 件あります。そのうち 50 件を承認している状況です。新年度につきましても、それぐらいかなというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

あくまで、これは申請主義ですよ。それで家賃の滞納が発生をしたりした場合に、徴収事務に当たっている方たちはどんな対応をするのでしょうか。今回、徴収事務として 636 万 4,000 円が計上されているんですけども、例えば長期にわたって家賃を滞納している、督促を送ったり、徴収に行ったりということは当然、なされるわけですけれども、そのときにこういう制度があるというこ

と等は、どういう機会に知らせるのでしょうか。

○建築住宅課長（松元公生君）

徴収に行ったときに説明はしていると思うんですが、そのほかに年に3回書類を送付します。納付書の送付、それと収入申告の依頼、家賃決定通知等々、3回送付しているんですが、その都度そういった減免措置がありますよということも、その文書の中に入れて通知をしているところでございます。

○委員（宮内 博君）

この前ちょっと相談を受けて、課長のほうにもおつなぎをした方があったんですけども、私はその人の源泉徴収票を見て、実は大変驚きました。その方の1年間の収入が64万円だったんですよ。所得ではなくて収入ですよ。それで減免制度が活用できるのは、所得が月5万円以下です。年間で60万円の所得がある場合に、それ以下であれば活用できると。年金収入の方だったら、プラス120万円ですから180万円の収入以下であれば減免制度を活用できるという規定になっているんですけども、その制度そのものを知らなかったというわけです。当然、徴収に行かれる方は、そういう状況であれば当然、生活できないわけだから、例えば生活保護のほうにつなぐとか、そういった措置をとって支援をするということが必要だと思うんですけども、住宅担当のほうからそのように福祉事務所のほうに照会をしたりとか、そういうケースはこれまであるのでしょうか。

○住宅収納G長（杵田信幸君）

今、宮内議員が言われた方は、この方は滞納あるということで、空け渡しという形になっていたものですから、滞納があれば減免ができないということで、この方にはお話しはしていなかったんです。この方は以前、生活保護の方で、県外に行かれてある程度収入があるということで、毎月納付書をお送りしていました。これで納付いただいていたんですけども、またこちらに帰って来られて、うちのほうが納付指導を行っていたんですけども、誓約書を結んだりとか、これでもう納付がなくて、このように空け渡しという形になった次第です。

○委員（宮内 博君）

個別具体的に回答なさいましたけれども、私は一般論で聞いているんですよ。そういったケースがあった場合に、市のほうではもちろん担当部局が違いますけれども、やっぱり縦割りの弊害というのは、そういった面でもあるんじゃないかなというふうに思ったんですよ。制度そのものを知っていれば、当然、福祉事務所のほうにつないで、収入5万円で生活できるはわけないわけですから、そのような措置をとることができたと。今の回答では、滞納があれば減免制度は活用できないと。本当にこういうふうになると本末転倒ですよ。だから、やはりその辺はもう少し市民に奉仕をするというのが原点でしょうから、私どもももちろんそうですけれども。その辺に立ち返った対応をぜひとも今後はお願いをしたいというふうに思いますけれども、部長どうでしょうか。

○建設部長（川東千尋君）

住宅の家賃の徴収というのは、やはり非常に重要な仕事でございまして、そちらのほう職員も大いに力を注いでいるわけですが、一方ではそのような困窮者の方々に対するいろいろな制度の普及啓発といいますか、そういった部分もやはり今後は懇切丁寧に行いながら、市民のための行政を目指して、関係部局とも連携をとりながら努めてまいりたいと思います。

○委員（阿多己清君）

住宅のところで、空け渡し訴訟を180条の規定に基づいてされているんですけども、平成26年度にこの手続をとった件数とその成果がどうなのか、そこをちょっとお知らせいただければと思います。

○住宅収納G長（杵田信幸君）

平成26年度で空け渡し裁判を今、3件行っています。3件のうちの2件は自主退去されています。強制執行をする前に自ら退去をされています。この方たちはもう全然、催告を行ったりとか、裁判をする前に納付誓約書を結ぶんですけども、この納付誓約書も守れないものですから、誓約書の

中身としては1か月プラスアルファという形で支払うようになっているんですが、これが守れないものですから、空け渡し裁判を行っています。ですから、このような形で私どものグループとしても、完納している方たちの公平を保つために行っていますので、こういう形で徴収率が以前より2%ぐらい上がっておりますので、現年度が99%という形で成果が出ていると思います。

○委員（蔵原 勇君）

丸岡公園の工事請負費が130万円ついているんですけれども、これは建て直しなんですか。

○公園管理G長（片白信人君）

工事請負費の130万円につきましては、以前からありましたうどん・そばの食堂があるんですが、老朽化にともなう解体工事でございます。

○委員（蔵原 勇君）

老朽化に伴う解体工事とおっしゃったんですけれども、新たにまた立派なものができるんでしょうか。

○公園管理G長（片白信人君）

丸岡公園の桜苑も新しくレストランができております。それを利用するというので、新たには造りません。

○委員（蔵原 勇君）

あそこはグランドゴルフ等々においては、ほとんど大きな大会等あると聞いたり、また見たり行ったりしておるんですけれども、そういう施設が失われることによって、また利用者が大変不便を感じられるときもあろうかと思うんですよ。もう一回、この辺について解体後の跡地利用対策を考えられないものか、いかがでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今、ありました丸岡公園の旧ゴーカート場の発着場のところにある施設なんですけれども、これも従来、今までも使われていなかったと。だから危険であるということで、それと公園の景観的にもよくないということで、解体をすることを考えているわけなんですけれども、上の桜苑が十分に機能を果たしていると考えておりますので、あの場所でまたうどん、そばをやると。二重になりますので、そういうことは今のところは考えていないところです。

○副委員長（植山利博君）

17ページです。都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業ということですが、いつごろまでに見直しをされる予定ですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

都市計画区域の見直しのほうでよろしいでしょうか。これにつきましては当初、平成27年度末というようなことで考えておりましたけれども、これまで住民説明会なども行いまして、平成26年度につきましても、またそれを再開しようとはしたところではございましたが、なかなかできない状況で、住民の方々からは、そういう都市計画区域を指定する前に市民の利便性が上がるような、そういった施策をしていただけないかというようなこともございまして、今のところ都市計画区域の見直しの時期については、はっきりしていない状況でございます。

○副委員長（植山利博君）

用途地域の見直しについてはどうですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

用途地域の見直しにつきましては、直近で考えておりますのは、隼人駅東の区画整理関係のところでございます。これまでも御説明しておりますけれども、今、第一種住居である所を商業系の用途地域に変えようということで検討しておりますが、商業系の用途地域に変えようとなりますと、県が行うことなんですけれども、変えようとする市と関係市町の広域調整というのを、県がしないといけないうのがあります。それをするに当たって、ある程度、どんな施設が立地するかというようなことを、環境評価というのを、用途地域を変えようとする市が行いまして、それを県に報告

して、それに基づいて県が関係市町の意見を集めて調整していくということになっております。ただ、現時点で例えば隼人駅東の所に、どういった規模の店舗等が出店するかというような計画がまだはっきりしておりませんので、そういった広域調整もできないような状況でございます。それと隼人駅東の区画整理以外の所につきましては、白地の部分が多数でございます。そちらにつきましても、なかなか九州農政局と今後、協議等もしていかないといけない部分もありまして、用途地域についてもまだ時期がいつとは言えない状況でございます。進めていけるとなれば、隼人駅東地区の出店計画等が出てくれば進めていけるのかというところでございます。

○副委員長（植山利博君）

両方とも、卵が先か、鶏が先かという話でしょうけれども、地域の方々に説明会を開くときに、都市計画区域の決定よりも具体的な活性化の事業というような要望があるろうということですが、やはり区域決定をして事業を導入しなければできないわけですから、そういう意味では政策的にこの土地利用をどう誘導するかということ、うたわれているわけですから、やはり市としてまちづくりの政策的なビジョンを掲げた中でやはり具体的な都市計画の区域の見直しであっても、用途の見直しであっても進めなければ、どんな商業施設が出てきたから後追いで用途を決めるというのでは、政策的な土地利用の誘導にはならないと思うんですよ。ですから、その辺のところは明確な市としてのビジョンを作りつつ、しっかりと市民の方々にも説明責任を果たすというのが筋だと思います。例えば住民の方々に見れば、最も大きな影響を受けるのは都市計画区域の見直しは、都市計画税の発生につながるわけですよ。ですから、そのところの兼ね合いがあるから大変難しい事業になっているわけですので、やはり政策的なビジョンがなければ、これは先には絶対進まないと思うんですけどもいかがですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

都市計画区域の拡大につきましては、これまでも拡大しようとする地域の方々への説明会でも、やはり都市計画税の問題というか、そういった御心配はたくさんございました。そういったことで、合併をした後にそれぞれの市町で都市計画税の課税の仕方が違っておまして、それはまた税務課等も含めまして協議がなされ、現在のところ用途地域の所、それから国分地区では用途は指定していなくても建築形態規制をしている所、それと溝辺地区につきましては区画整理事業している所ということで、今、都市計画税が課税をされているような状況でございます。また今後、都市計画事業を導入する場所については、やはりその受益者負担の目的税でありますので、そういったところについて、こういった事業をしますので都市計画税の対象にさせていただきますという相談をさせていただきながら、都市計画事業は進めていかないと考えております。ただ、なかなか都市計画区域の目的というの、今おっしゃいました整備をしていくこと、それから開発に対する規制をすること、それからの保全という面もございまして、都市計画区域を拡大しようとしていた所は、これまで1町6町それぞれ都市計画区域が指定されている所、されていない所がございましたので、同じような土地利用が考えられる所は、同じように都市計画区域を指定しようということでやっていたわけですが、なかなか拡大をすることによって整備をするのかということが、事業費も掛かってくるということもありまして、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

○副委員長（植山利博君）

用途地域もそうなんですけれども、例えば商業地域のすぐ隣接する所に第一種住専があったりというような現実もあるわけですよ。その辺のところもきちんとした政策理念を持った上で、やはり用途も進めていく。そういう矛盾が現在でもあるところがあるので、ぜひ、そういうことは求めておきたいと思います。

○委員（今吉歳晴君）

関連ですが、都市計画の区域の見直しについては溝辺地区も入っているんですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

一応、前回、説明をさせていただきました区域に溝辺も入っております。

○委員（今吉歳晴君）

私は、これはもう永遠の課題で、相当な労力を伴わないと決してできることではないと思いますので、ただ伝えておきたいと思います。

○委員（岡村一二三君）

説明資料の20ページ。真ん中です。麓第一土地区画整理事業、目的が書いてあるんですが、その中で道路、公園等の公共施設が未整備であるということで、全くそのとおりでありますが、この地域はだんだん人口は増えつつあるわけです。若い人たちがいらっちゃって、平成27年度は児童クラブも定員が40人ですので、パンクをしてもう一つ設けないといけないというような状況なんですが、したがって、当然、子供たちも増えると公園も必要なわけですよ。それで、この事業目的で公園等の未整備ということが掲げてあるんですが、例えばコミュニティ広場、公園、この下場の国分地域においては、土地を買ったり、公園を造って、更に指定管理者に委託をしているという状況なんですが、例えばこの麓第一土地区画整理事業の事業目的から考えますと、やはり公園を早急に造ってあげないと人口増にもつながらないと思っているわけですが、ちなみに先般、溝辺の方が非常に立腹されていらっちゃったんですが、それはなぜかという、都市計画税はまだもらっていませんと、内部でおっしゃった人がいらっちゃったそうです。この前も質疑をして平成25年から頂いていますよということでしたので、その人は非常に怒っていらっちゃったようです。ちゃんと払うものは払っているんだと。それで私の質問は、この公園等の整備は、いつをめどに整備をされる予定になっているのか。そのことだけを1点お尋ねしておきたい。

○都市計画課長（池之上淳君）

公園の整備につきましては、平成25年の3月に策定しました緑の基本計画の中で、この溝辺の区画整理の区域の中につきましても、街区公園という位置づけをしておきまして、整備をする方針の中に挙げてはおります。ただ、今、岡村議員がおっしゃいます、いつまでという御質疑なんですけれども、整備を優先的にする場所ではあると考えておりますが、いつまでにそこを整備することは現時点ではちょっとお答えできない状況でございます。

○委員（岡村一二三君）

先ほどもまちづくり計画とかいろいろ話がありました。国においては地方創生うんぬんというのもあります。議論だけして、5年たったらローリングという仕組みもあるようですが、まずは緑の基本計画に掲げていらっちゃっても、造らないと意味がないわけですよ。だから目標年度を掲げていただきたいと思うんですがどうですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

緑の基本計画の中では、平成32年度というようなことも計画の中では入れているんですけれども、この計画自体も上位計画に基づいて作っている計画でありますので、その後の社会情勢によっては見直さないといけないという状況も出てくるかと思えます。今後、そういったところは柔軟に対応していかなければならないと考えております。

○副委員長（植山利博君）

関連ですけれども、区画整理事業内の公園の整備の問題ですよ。これは都市計画税を平成25年度まで取っていなかったという問題もあるんでしょうけれども、区画整理事業をする場合は、そのエリアの中の一定の面積の公園は必須条項だと思うんですけれども、例えば3%以上の公園を設置しなければならないというふうになっているだろうと思うんですが、いかがですか。

○区画整理課長（有馬正樹君）

溝辺麓第一地区におきまして、7か所の公園予定地区がございます。それで、合計しますと3%は超えているものと考えております。そして、7公園のうち現在、区画整理事業の中で、一次造成といいますか宅地造成と同じような造成と排水設備、そのようなところまでは区画整理事業でできますが、今、都市計画課長のほうから予定とかいうのがありましたように、二次造成といいますか、

公園として完成させるには区画整理事業ではできないということでございます。全体では3%は超えているというところでございます。

○副委員長（植山利博君）

だから麓第一区画整理事業の完成予定年度はいつになっていますか。

○区画整理課長（有馬正樹君）

現在の事業計画におきまして、平成28年度ということで計画しておりますが、現在の進捗状況からしまして、事業計画の見直しということをして、二、三年、事業期間を伸ばしていくことになるかと考えております。

○副委員長（植山利博君）

そうであれば平成28年が若干ずれ込むにしても、その完成までには二次整備も含めて、その7か所の公園整備をするのが当然だと私は思いますよ。緑の基本計画とか何とかというのが出てきたのは、そのずっと後の話ですから。溝辺の区画整理が始まって正確に何年経つのかちょっと記憶にありませんけれども、相当の年数が経っているわけですよ。そうであれば当然、これまでに何箇所かはもう完成していなければならないという状況だろうと思います。もちろん、溝辺の区画整理事業そのものに大きな課題があったり、保留地の処分の問題であるとか、大きな課題が山積しているのは十分理解はしておりますけれども、いつまでも先延ばしするわけにいかないのだから、一般財源を投入してでも、区画整理事業のエリアの方々には、いろんな意味で拘束をかけているわけです。ですから、20年も30年も長期に渡って区画整理事業をしているということは、許されることじゃないと思うんですけれどもいかがですか。

○区画整理課長（有馬正樹君）

ただいまおっしゃいましたように、かなりの期間が掛って、完成後は今から四、五年は先ではないかと考えております。平成26年度まで補助事業があったんですが、平成27年度より保留地処分金と一般単独ということになりまして、現在、その予算の確保に窮きゅうとしているところでございます。ただ平成26年では、交付金が5,500万円ほどございましたけれども、それがもうゼロになると。一般単独について言えば、平成26年度1,000万円程度だったのを、1,300万円と、本当に若干ですけれども単独費は付けていただいております。ただし、区画整理課全体での一般財源も8,000万円程度しかないものですから、これを麓のほうに全部持っていくと、浜之市と隼人駅東も事業ができなくなるというようなことから、現在、保留地をなんとか売って、事業費としまして、事業を進めていこうと考えているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

区画整理事業が5億7,502万8,000円、予算計上されておりますよね。これは去年の半分近いんですよ。約二分の一です。更に更に遅れていくわけです。部長いかがですか。この区画整理事業というのは、例えば浜之市であれば、18.7haの市民の方々にはいろんな意味で法的な拘束をかけているわけです。もちろん駅東にしても麓第一にしてもそうです。それであれば、せめて8年から10年ぐらいまでの間には完成をさせましょうと、そういう予算規模、そういうエリアが事業決定なされるわけですけれども、結果としては20年もかかるわけですが、これはやっぱり優先的に財政措置をする必要があるんじゃないかと思うんですけれども、今回の予算要求についてはいかがだったんですか。

○建設部長（川東千尋君）

区画整理が主に大きく、地区としては三つの地区が動いているわけでございますが、麓第一につきましては、今、課長が申しましたように、財源がゼロになってきていると、それに替わるものとして、委員もおっしゃいましたように、課題といえばまず第一に保留地がなかなか思うように売れないというところがありますので、特に今年度ぐらいから、そういった保留地の処分、財源の確保というところに積極的に取り組もうとしているところです。そうした中で予算編成に当たりましては、昨年まではそういったこともあったわけですが、一般財源の中でこういった手だてをせざるを

得ないというところがありまして、ただこれは一応、区画整理の中での話でありまして、公園につきましては先ほど区画整理課長からありましたように、大まかな基盤の整備はできております。その上ものをするのは都市計画課でございます。都市計画課のほうで、緑の基本計画に載せているというのは、当然、区画整理事業を見据えて、緑の基本計画との期間の整合をとりながら進めていく予定でございますので、今、御意見がございましたように何とか財源の確保を麓は麓でとりながら、都市計画課のほうで予算化をして、一つでも二つでもそういった公園整備に当てていきたいと。おかげさまで浜之市のほうが徐々に公園整備ができあがってきておりますので、今後、区画整理の中で公園整備に充てるのは、麓のほうに回していける部分もあろうかと思っておりますので、そういった形で今後、取り組んでいきたいというふうに思います。

○副委員長（植山利博君）

この点は最後にしますけれども、やはり用途の見直し、都市計画区域の見直しにしても、都市計画税というのは受益者負担なんだと、だから平成25年度から区域は都市計画税を頂くようになったわけですから、やはりそのことをきちっと事業の展開に反映させるんですよという、しっかりした説明責任をしきる必要があると思うんですよ。だから新たな負担が増えた溝辺のその地域の方々には、このことによってこの地域の重点的な整備が更に進みますよというような説明をして、しっかりと理解いただくと、そのことが今後の用途指定とか、ほかの地域の都市計画区域の見直しにもいい影響を及ぼすんだろうと思っておりますので、大変な事業ですけれども、ぜひ頑張ってくださいということをお願いいたします。

○委員（宮内 博君）

17ページの違反広告物の除却の関係でお尋ねをしたいと思います。132万3,000円が今回、計上されているんですけれども、シルバー人材センターのほうに恐らく委託をしているのかなと思えますけれども、その確認と、この委託に当たってどのような指示をなされているのかについてお聞きしておきます。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

屋外広告物の簡易除却について申し上げます。簡易除却につきましては、年に77日間ということで、主に貼り紙、貼り札、立て看板、上り旗の簡易除却をお願いしております。指導につきましては、公共施設に掲げてある貼り札とか、公共道路内に立っている立て看板等の除去を指示しております。

○委員（宮内 博君）

これは県の条例に基づいて、指示をしていると思えますけれども、まずその確認をお願いいたします。

○都市計画第2G長（川畑 誠君）

簡易除却につきましては、屋外広告法によって行っております。

○委員（宮内 博君）

説明のところに、県屋外広告物条例に違反したというふうに書いてあるから、その確認をしているんですよ。

○都市計画課長（池之上淳君）

鹿児島県の屋外広告物条例は、屋外広告物法にのっとって条例を作っております。それで、その法律とその条例にのっとって、違反広告物の簡易除却を行っている状況でございます。

○委員（宮内 博君）

県の条例に基づいてやっているんですよ。それで、28条の規定をどんなふうに指示をなさっていますか。

○都市計画課長（池之上淳君）

申し訳ございません。28条は県の条例のことですか。28条につきましては、住民の政治活動の自由、その他国民の基本的な人権を不当に侵害しないように利用しなければならないということがござ

います。この内容につきましては、例えば選挙の期間中とか、通常の時もですけれども、県の選挙管理委員会が許可シールを貼ってあるもの等につきましては、一応、シルバー人材センターの方に取らないようにということで、お話ししております。

○委員（宮内 博君）

違うと思いますよ。第6条の3のところに、これは規定があるんですよね。だから今、課長がおっしゃったのは、シールとかそういう話ではなくて、これは除外規定なんですよ。同時に、その範疇に含まないものを一律に、商業用のものと扱ってはならないと、これは憲法上の保障があるわけですので、やはりそこをきちんとした上で指示を出すということをやっていないんじゃないかと思いましたので、このことを指摘したところですよ。ですから今後、そこはしっかりと条例第28条の中にわざわざそれを書き込んであるというところの意味を捉えた上で、条例に基づいて指示をしていただきたいと思いますけれども、どうですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

今後、屋外広告物の県の担当の方、それからいろいろ書物もありますので、そういうところを確認しまして、また対応させていただきたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

18 ページです。街路整備事業についてお尋ねいたします。まず、新川北線の現在の進捗状況、進捗率、完成年度、お示しいただきたいと思います。

○都市計画課長（池之上淳君）

新川北線につきましては、1期工事から3期工事まで計画しております。まず、1期工事が平成28年度までの予定です。そして2期工事が平成29年から平成33年度までの予定です。3期工事につきましては、平成34年度から平成39年度までの予定でございます。今、お話ができますのは、その1期工事の分について整備をする期間で約32%でございます。

○副委員長（植山利博君）

1期工事の平成28年度までの中の32%という理解でいいですね。分かりました。次に、日当山線ですけれども、日当山線の公有財産購入費と、それから補償補填及び賠償金が予算計上されておりますけれども、この内訳について、何筆とか何件とか分かっておればお示しをいただきたいと思います。

○都市計画課長補佐（牧之瀬光博君）

公有財産購入費15筆で720㎡、補償補填で、補償12件を計上しております。

○副委員長（植山利博君）

15筆、720㎡、それから12件の補償ということですよけれども、これでこの日当山線の用地買収なり補償は全て完了すると理解してよろしいですか。

○都市計画課長補佐（牧之瀬光博君）

完了ではございません。

○副委員長（植山利博君）

用地取得は何パーセントぐらい完了すると理解すればよろしいですか。

○都市計画課長（池之上淳君）

後ほど答えさせていただきます。申し訳ありません。

○副委員長（植山利博君）

この路線の完成はどれぐらいを予定されておりますか。

○都市計画課長（池之上淳君）

計画によりまして、平成28年度の予定でございます。確認をさせていただきます。申しわけありません。

○委員（池田綱雄君）

18 ページ、街路整備事業の新川北線についてお尋ねしますが、この路線は建物がたくさん立ちの

きをしないとイケない道路だと思います。それに対しまして、山久跡地を確か50区画だったと思いますが、そのための用地をそこに移転させるということで確保してあると思うんですが、今までにどれぐらいの数がそこに移転が決まったのかお尋ねします。

○都市計画課長（池之上淳君）

委員がおっしゃいます移転先というのは、天降川小学校のすぐ道路南側の道路の所の区画のことですか。

○委員（池田綱雄君）

新川北線が天降川小学校までずっと拡幅してきますよね。あの路線沿いにはほとんど家が引っ掛かると言うんだけれども、その用地の替地として、確か山久跡地を50区画ぐらい、そのために確保するんだということで、もう何年前かにそういうことがありましたよね。そこに何軒ぐらいの移設があるのかということです。

○都市計画課長（池之上淳君）

今のところ1件ぐらいであったかと思います。

○建設部長（川東千尋君）

補足いたします。確かに委員がおっしゃるように、当初この事業に入るときに、広大な山久跡地の余剰地といいますか、学校の残った部分について敷地を保存してある部分もありますし、その団地のすぐ北隣に天降川小の南側の道路を挟んで、長く十数箇所の区画も一応準備はしてあります。そこの一角に1軒、土木の道路と交差点も合わせてやっているものですから、そういった形で1軒は新しく新築されて、もう住まわれているというふうに承知いたしております。ただこちらのほうも交渉のたびに、そういった土地の斡旋といいますか、紹介はするんですが、やはりそれぞれお考えがあるみたいで、もう何軒か引っ越された方の中で、そこをお求めになる方が実際、余りいらっしやらないという現状でございます。

○委員（池田綱雄君）

先ほど区画整理課長の答弁で、今後、麓第一とか、そういうものの今後の財源として、保留地を処分して充てるんだという答弁だったと思いますが、この保留地の売れる見通しはどうかお尋ねいたします。

○区画整理課長（有馬正樹君）

現在、麓第一地区の造成をどんどん進めておりますが、民間に引き渡した部分につきまして、かなり宅地化が進んでおります。それで民間の部分は、現在の単価設定で販売されておまして、市のほうが保留地として準備しております土地については、その当時、計画したときの単価でおまして、やや開きがございます。それで、保留地につきましては、単価を下げる検討を進めていきたいとしているところでございますが、事業計画との関連がございまして、今、調整中でございます。

○委員（池田綱雄君）

それなら保留地が何区画があって、今まで何区画が処分できたのかお尋ねします。

○業務第2G長（岩元龍己君）

麓第一の保留地につきましては、予定としては90区画ほど最終的には造る予定で、現在、平成26年度末で43区画の販売が済んでおります。

○委員（池田綱雄君）

よく売れたほうだなと思っているんですが、私も現地を見させていただきました。いい所から配分をして、売れそうにない所を残している。あれでは買い手はいないと思います。それとあの工事は、例えば60坪確保するのに、下からブロックを6m、7m積んでいる。例えば200万円で売るのに、500万円、600万円の費用を掛けている。費用対効果からいけば、私は本当になんという工事をしているのかなと思っているんですけども、当時は町ですけれども、甘かったんだなと思っています。そこで、今後、区画整理を始められるわけですが、一番条件のいい所とは言いませんけれ

ども、少なくとも中間ぐらいの条件のいい所を保留地として、とっておいていつでも売れるんだよという、そういう保留地の取り方をしていただきたいと思いますが、どうですか。

○区画整理課長（有馬正樹君）

今後、まだ造成する部分もございますので、今、公売にかけている部分も含めて、なるべく売れるように検討していきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。それから、麓第一も補助金が打ち切られて、もう五、六年といわないでしょう。一般財源をずっとつぎ込んでいるわけですよ。だから、さっき植山委員もおっしゃいましたけれども、できるだけ都市計画の区画整理の期間に、補助金がある期間に事業を終わらせていただきたい。期間が過ぎれば一般財源で全部しないとイケないわけですよ。だから、その辺も職員の皆さんは考えて取り組んでいただきたいということを、要望ではなくて求めておきます。

○委員（今吉歳晴君）

その保留地処分の価格の見直しは、いつ頃をめどにされているんですか。

○業務第2G長（岩元龍己君）

保留地の見直しは、平成26度では進めてはいるんですが、今、民間の価格の売買事例を鋭意調べている状況であります。その後、先ほど課長の答弁でありましたように、事業計画との整合があるもんですから、これは県と協議をしていかないと簡単に下げられるものではございません。予定としては平成28年度を何とか目標年度ということで、進めている状況でございます。

○委員（徳田修和君）

今の公売単価を平均でもいいのでお示しいただいていいですか。

○業務第2G長（岩元龍己君）

今、21区画の公売をしております。その平均単価が1㎡当たり2万1,800円、坪当たり7万2,000円で公売をかけております。

○建設部長（川東千尋君）

その保留地処分の単価の見直しの件については、今、担当グループ長が言いましたように検討中でございます。平成28年度、平成27年度といった期限は、差し控えさせていただきたいと思っております。調整がついて、事業計画書がそれで一応、全体的にまとまるのかどうかといった計画をした後に、実際に下げるといったような決定に至りますので、いつ下げるとか、今の所は白紙、検討には入っているという話でございます。

○委員（池田綱雄君）

ちょうど昼時間になりますから、調べておいていただきたいと思いますが、坪当たり7万2,000円ということですが、坪当たり幾ら掛かっているのか、後で教えていただきたいと思っております。

○建設政策課長（茶圓一智君）

先ほどの宮本議員の分で、各国県道の進捗状況でございます。まず、1ページの都城隼人線が90%、伊集院蒲生溝辺線でございますが、これが90%、もう一つ溝辺の今別府牧園線は新しい事業でございますので、当然0%ということでございます。牧園の犬飼霧島神宮停車場線の安楽工区が59%、持松工区が54%、霧島の豊後迫隼人線が94%、国道504号ほかとなっておりますが、これは崎森隼人線です。これは12%ということでございます。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

下深迫委員のほうから朴木地区の橋梁の話がありましたけれども、現在、調査の中では、地覆にクラックが入っているということでありますので、通常の修繕で実施したいと考えております。

○都市計画課長（池之上淳君）

先ほど中村議員のほうから御質問のありました平和通りの進捗率でございますが、まち交国分中央第2期は、平成24年から平成28年度の計画です。その期間内での平成27年度末の予定進捗率を

申し上げますと、約77%でございます。それから植山議員から御質問のございました日当山線の用地取得率でございますが、筆数で計算しますと、現在のところ36%が完了しております。それと、日当山線の完成年度は、先ほど申しました平成28年度が予定でございますが、これも延長する可能性がございます。

○道路整備第2G長（三島由起博君）

あと2点ほどお答えしていなかった件がございましたので、お答えさせていただきます。まず1点目が蔵原委員から御質問のありました、木原年之神線の用地の取得面積につきましては、全体で11筆、3,475㎡になります。現在、登記手続中のものも含めまして、8筆、3,167㎡を取得しております。91%の取得率になっております。2点目の植山委員から御質問のありました、しらさぎ橋の平成27年度末の進捗につきましては、事業費ベースで74%程度を考えております。

○委員長（有村隆志君）

ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時01分」

「再開 午後 0時58分」

○委員長（有村隆志君）

休憩全に引き続き会議を開きます。先ほどの答弁を求めます。

○建設政策課長（茶圓一智君）

先ほどもう池田委員から御質問のあった件につきまして、私のほうが工事請負費と答弁したようでございますが、これは事業費にでございます。そのほとんどが用地補償費、公有財産取得と補填保証の費用だということでございますのでよろしく願いいたします。

○委員（池田綱雄君）

最初からそういう答弁してもらえれば、私も何も言わないのだけれど、用地補償費が何も出ていないのに、いきなり工事請負費というのはあり得ないと思います。だから私も昼時間にあるルートを使ってこの件について聞いていました。そしたら8億1,111万4,000円というのはマックスであると。最高に予算が付いたときがこれだけですと。今国会で衆議院で通ったのだけれど、どうなるか知れないということで、この事業は国の事業と県の事業と混ぜてあるんだよということでした。国の事業の部分については市に10%負担を求めますと。県の事業分については5%負担を求めますということでございました。私もちょっと気になったものですから、というのがもう二十数年前、私が都市計画課長のときに、この都市計画決定を打った路線であります。当時は大きく新聞で取り上げて、鹿屋の商工会議所の会頭と副会頭が私のところにいい計画をしてもらったと、これが貫通すれば鹿屋方面から空港に行くのに15分から20分短縮できると。「ありがとうございます」と言ってきたのですよね。その後いろいろあって、今になっているんですが、この事業が開通すれば空港に行く鹿屋方面からの車が市街地はあちこちうろろ入り込んでくるんですが、そういうのがなくなれば私はこのまちの中の渋滞が緩和されるのではないかなというふうに思いますので、これについてはいろんな手を使ってできるだけ早く完成するようにしていただきたい。求めておきます。

○建築住宅課長（松元公生君）

午前中の宮内委員の質問で、川原団地の個別改善はいつの予定かということでもございました。長寿化計画では平成31年度から着手する予定になっておりますけれども、また、見直す予定になっておりますので今後どうなっていくかちょっと分かりませんが、今の計画上は平成31年度からなっております。

○委員（宮内 博君）

16ページの建築物耐震改修促進事業で今回拡充というふうにしております。法の改訂を受けて不特定多数の人たちが利用する建物についての義務化があったということではありますが、もう少し具体的な件について、御紹介を下さい。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

資料の16ページになりますけれども、拡充ということでさせていただいております。この拡充の意味合いにつきましては、これまで平成23年度から一戸建て住宅の木造住宅ですけれども、これに対します耐震診断・耐震改修につきまして補助を出しておりました。平成25年の耐震改修促進法の改正を受けまして不特定多数が使うような、例えばホテル、旅館、病院そういったものでいきますと回数が3以上、あと5,000㎡という規模要件がありますけれども、そういったものにつきまして平成27年12月末日までに耐震診断の報告をなささいという法改正がなされました。つきまして耐震診断をしなければならなくなったというところでございます。そういう意味におきまして、今回からこの大規模建築物耐震診断を義務付けられました大規模建築物、これに対しまして、去年の6月の補正で耐震診断一部スタートしておりますけれども、それと併せまして耐震補強設計というものに制度拡充したところでございます。

○委員（宮内 博君）

今回対象となる大規模建築物4棟と7棟とありますけれど、具体的に御紹介できるんですか。

○建築指導課長（瀬戸 司君）

まず、制度的なところから御説明申し上げますと、今年の12月の末までに耐震診断の結果を報告いたします。これは県に宛てて報告するということになります。県におきましてはその結果を施設の名前を含め公表すると。性能があるかどうかを含め公表するというのがこの改正法の制度概要です。ただ、現段階でこの個別の対象施設は決まっておりますので、どこというのは我々としましては把握しておりますけれども現段階でこのホテルが対象です、この病院が対象ですと言ったときに個人の情報、法人の情報ということになるのもあるんですけれども、ある意味それが対象だということでここは制度がないんじゃないかというような、ある意味不利益が生じる可能性がありますので、正式に法に基づきまして県が公表する段階になるまでは非公表ということで説明につきましては非公表ということで考えているところでございます。

○業務第2G長（岩元龍己君）

午前中の最後に、池田委員から麓第一地区の1区画を7万2,000円で今販売をしているが、その造成費はいかほど掛かるのかという御質問がありました。それについてお答えいたします。今21区画販売をしております、どの区画も高低差とか面積とかいろんな要因が違う状況にありますが、擁壁の高さを2タイプほど絞り込んで概算を出してみました。L型擁壁の3m、これは高低差2.5m程度に使用できる擁壁で試算したところ、これらは区域内の21区画にたくさんはないのですが、これにつきましておおよそ600万円ぐらいの造成費が掛かっています。それと、一番多い高低差で1.5mのL型擁壁を使った場合、これが300万円から350万円程度掛かっているのではないかと試算いたしました。これらにつきましては、面積は100坪、330㎡で、また麓第一のほとんどが切土であり、丘を切った関係上、約600㎡の土の切土をして処分した形で試算をしました結果でございます。坪単価であります、まず高いほうの擁壁でありますと100坪でしたので、坪6万円程度掛かっており、それと低いほうにつきましては350万円とした場合、3万5,000円の造成費が掛かっているということでございます。

○委員（宮本明彦君）

公共施設管理計画、今年度末で計画が出来上がるという認識ですけれども、現在までの維持費といたらないんですか、管理計画に関する維持費、今年度の予算っていったらこの予算書の中で建設部施設管理課でしたって、その部分が維持費ですよと考えていいの。そういう区分けがこの予算書を見てできるのかどうかというのをまずお知らせいただけますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

うちの予算の場合はほとんどが維持管理に関する事業でございますので、特に事業でいいますと道路維持管理事業が毎年行われる維持費に該当するのではないかとこのように考えています。

○委員（宮本明彦君）

基本的には道路橋梁維持費、これが全てに係る分ですよということでよろしいですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

目で言いますと道路橋梁維持費にありますけれど、改良的なものも含まれて、地方改善とかそういうもので道路を広げるとか、そういうものに該当してきますので、維持費に該当するかちょっと私どもではあれなんですけど、先ほど言いましたようにその中で通年的に使う、道路を使う管理事業の道路維持管理事業があるのではないかというふうに思っています

○委員（宮本明彦君）

公営住宅のほうはどうでしょうか。

○建築住宅課長（松元公生君）

住宅事業につきましては市営住宅維持管理事業というところで、修繕料と消防点検とかそういった委託料等、そういったものが維持管理費に含まれると思っております。

○委員（宮本明彦君）

今後もこれだけの予算が掛るということで、認識しておけばよろしいですか。今後いろんな見直しが行われるというふうにも考えますけども、これは取り壊しも含めてになるのかどうか、その辺までちょっと認識はないですけれども、今後もずっとその金額で予算は組んでいけばいいんだよという理解でよろしいですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

住宅につきましては、今年度末に策定されますが、それに基づきましてかなりの戸数は減らさないといけないというふうに考えております。そうするとおのずとその維持管理費については減っていくんじゃないかなというふうに考えております。あと解体費等が増えることも予想されます。あと個別改善とかそういったものも進めていくということですので、維持管理につきまして修繕等は下がっていくんじゃないかなというふうに考えております。

○委員（宮本明彦君）

ということは、今後は解体費とか改造費も含めた形が公共施設管理計画に関わる費用に入ってくると理解したらよろしいですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

そのようにこちらも考えております。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

先ほど述べました維持管理費の中で、道路維持管理事業はもちろん入るかと思えますけど、これに足しまして、橋梁長寿命化の修繕事業も公共施設マネジメントの中では出てきているようでございます。

○委員（池田綱雄君）

傍聴議員が最後に言ってくれということで帰りました。私も同じように感じたのでお話をさせていただきたいと思いますが、今回当初予算の最終日だと思います。今までいろんな部・課の予算審査をいたしましたけど、今日が一番後で計算をしてするとか、報告するというのが一番多かったように思います。ここに予算説明資料、わずか何十ページですが、我々はこの中から質問するわけですね、せめてここに書いてあるのは、皆さん方は課長以下、グループ長、何でも聞いていいよと。ちゃんとどの方向から聞いてもいいよというくらい調べておかないといけないと思いますよ。それをたったこれだけをそれぞれの七つの課に分けますと、二、三ページでしょう。これが後で調べて報告しますが、あまりにも多かったと思います。わずか二、三時間で土木費の55億7,675万円ですか、これの審査をするわけですよ。たった二、三時間の間で今年1年間の予算を皆さん方は獲得しないといけない。それなのに、私はちょっと慎重さが欠けているのではないかなというふうに思いました。最後に部長はどう感じているのですか。

○建設部長（川東千尋君）

まずもって、ただいまの委員の御発言、そのとおりだと私も感じております。終わってから、また部、課長会なりでその点は十分に注意してまいりたいと思います。今日はいろいろ不手際がござ

いましたこと心よりお詫び申し上げます。どうもすいませんでした。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部関係の審査を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時15分」

「再開 午後 1時17分」

#### △ 議案第42号 平成27年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第42号、平成27年度霧島市温泉供給特別会計予算について審査を行います執行部の説明を求めます

○建設部長（川東千尋君）

議案第42号、平成27年度霧島市温泉供給特別会計予算について、御説明いたします。温泉供給につきましては、霧島地区は観光の振興及び住民福祉の向上を目的として、営業23戸、個人280戸、また、牧園地区では生活基盤の充実を目的に病院1戸、個人23戸に給湯しているところであります。そのため、本年度も引き続き歳入では、事業収入や加入金などを計上し、歳出では、通常の施設維持管理に要する経費のほか、両滝水源からの導水管敷設替工事に要する経費などを計上しており、歳入歳出の総額を、それぞれ6,650万6,000円と致しております。詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○霧島総合支所産業建設課長（岩元洋二君）

〔予算説明資料に基づき説明〕

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

今御説明を頂いたわけですが、病院を含む24戸というのがあるんですが、病院はこの病院に引いていらっしゃるのですか。

○霧島総合支所産業建設課長（岩元洋二君）

牧園の麓地区の春田病院というところです。

○委員（徳田修和君）

温泉施設費が前年度と比べて下がっている予算になっているんですけれども、そこら辺をもう少し詳しく説明していただけますか。

○霧島総合支所産業建設課長（岩元洋二君）

温泉施設費で、主に前年度より下がっている分については、工事請負費が1,500万円ほど下がっております。これは工事をする箇所が、平成26年度とすると比較的簡単な場所で、平成26年度は河川を渡す水管橋みたいな形でお金が掛かったということで、平成27年度のところは比較的安易な所ということで、温泉施設費の工事請負費が下がって安くなっております。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで温泉供給特別会計の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時23分」

「再開 午後 1時25分」

## △ 議案第41号 平成27年度霧島市下水道事業特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第41号、平成27年度霧島市下水道事業特別会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

議案第41号、平成27年度霧島市下水道事業特別会計予算について、御説明いたします。下水道事業につきましては、市街地の汚水を処理し、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資することを目的として、国分隼人地区の公共下水道事業を行っております。また、国立公園の観光地や農山村における区域内の水質保全と生活環境の改善を図ることを目的として、牧園地区におきまして特定環境保全公共下水道事業による整備を行っております。これらの事業により、国分隼人地区及び牧園地区の下水道供用開始区域の拡大を図りながら、下水道の普及率向上に努めているところであります。そのため、平成27年度も引き続き、汚水処理に係る施設等の維持管理に要する経費、その他財源の確保を図るための収納業務の経費、並びに、下水道の供用開始区域の拡大を図るための経費などで、歳入歳出の総額を、それぞれ16億1,118万7,000円とするものであります。詳細については、担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○下水道課長（柿木安長君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

平成27年3月の中旬に第3回目の事業運営委員会を開くという予定になっております。それでこの予算の中にこれらに類する経費というのはどこに計上されてあるのですか。

○業務Gサブリーダー（笹峯毅志君）

平成27年度の予算の中での委員会の報償費についての予算をした場所につきましては、都市計画総務費の中で、報償費ということで組まさせていただいております。予算書が495ページ、予算説明資料が23ページでございますが、報償費、491万9,000円の中に報償費ということで組まさせていただいております。

○委員（宮内 博君）

それで次年度以降の下水道の整備計画等について、この第3回目の運営委員会を開いた後に協議をして決めていくということにしているのですけれども、本会議でも求めたのですけれども、まだ資料頂いていませんよね。私は今日の開会までに頂けるのかなと思っていたのですけれども、皆さんにそれは配布してほしいと思うのですけれども、準備はできていますか。

○下水道課長（柿木安長君）

準備はできているのですが、決裁がまだ市長まで終わっていないので、申し訳ありません。

○委員（宮内 博君）

それがないとちょっと議論ができないのですけれども、今後の事業計画はどういうふうにしていくのかということの財政的な裏付け等も含めてのものであるわけですけれども、今日委員会があるということも当然分かっているはずでありますけれども。決裁前に紹介をするということとはできないわけですか。当然、決裁をもらわないと表に出せないという話でしょうけれども。2月末の本会議で議長から指示があって、その作業に入らせていただいているということですが、ちょっと休憩してもらっていいですか。

○委員長（有村隆志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時43分」

「再開 午後 1時46分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（植山利博君）

一般会計からの繰入金についてお尋ねをします。今の説明の中で2ページのところで、特定財源が一般会計からの繰り入れが8,169万9,000円ですね。それから3ページのところで一般会計からの繰り入れが4,277万7,000円、それで説明資料の4ページで5億4,776万6,000円と、3ページの下の1,888万6,000円、この四つ出ているこれが合計の予算書の6億9,112万8,000円という理解でいいのですかね。

○下水道課長（柿木安長君）

そのとおりでございます。

○副委員長（植山利博君）

これまでのとは言いません。今宮内委員の話じゃないですけども、一般財源からの繰り入れが、今年度は6億9,112万8,000円ということですけども、過去が分かっていたら、三、四年、四、五年の一般会計からの繰り入れがどういう状況にあるのか。分かっていたらお示しをいただきたい。

○下水道課長（柿木安長君）

少し時間をください。

○委員長（有村隆志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時49分」

「再開 午後 1時50分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○副委員長（植山利博君）

大体6億五、六千万円の一般会計からの繰り入れをここ四、五年続けているわけですけども、この事業が毎年これくらいの一般会計からの繰り入れがあるということは、先ほど今後の見直しのこととも言われましたけれども、その受益者負担にやはり変えるべき要素があるのか。若しくは使用料として変えるべき要素があるのか。一般会計のこれくらいの繰り出しは下水道事業の運営の中では当然あるべき状況なんだという理解なのか、その辺の見解をお示しをいただきたい。

○下水道課長（柿木安長君）

今委員からもございましたように、一般会計から6億円を超える繰り入金を頂いております。受益者負担金はその年度の整備面積に関わってまいります。一般会計繰り入金の大部分を占めるというか、それらは起債の元利償還金でございます。元利償還金が平成32年、平成33年、ここら辺がピークになると思います。なぜかという下水道処理施設を造ってから30年償還の5年の利子補給で25年間を元利で一緒に払っていくわけですが、これが処理場を造ってから30年間ということで、今平成32年、平成33年当たりがピークになってくると思います。通常の処理場の水の処理については使用料で賄われているところがございます。あと使用量については、先ほども宮内委員から指摘がございましたように長期計画の中でこれからどのような料金体系をとっていくのかというのは、企業会計も控えておりますので、そういう諸々いろいろな精査をしながら、使用料金についても考えていかなければいけない時期になってきているのかなと考えております。

○副委員長（植山利博君）

その辺の仕分けというのをきちっとして、市民の方々の理解を得るということが大事だと思うんですよ。だから設備をして、その設備の償還を30年を見越しているときの最初の使用料の設定のあ

り方であるとか、受益者負担金の設定の在り方であるとかというのが、現在一般会計からの繰入れをしている状況と最初の想定とその誤差というか、見込み違いというか、そういうのがあったのか、もしくは今のこの状況は織り込み済みで、これぐらいの一般会計からの繰出しというのは当然この事業を進める上では必要なものだという認識であったのか、この事業そのものは高く評価しているのですよ。文化のバロメーターとして、この整備ということは非常に評価をしていますけれども、やはり市民の負担を伴うことですので、当初の予定と今の状況はどうなのかということをお聞きをしたいわけですが、その辺についていかがですか。

○下水道課長（柿木安長君）

大変申し訳ないのですが、当初の計画の頃を十分に知っているわけではございません。当初計画されたときには、全体計画が2,000haを超えるというようなことで、当時は下水道事業の予算も付いて、30年ぐらいで終わるといっているを見越して事業始めたと思うのですが、その当時の計画がそのままいけば使用料、これで運営して行けたんじゃないかなと思っております。また、一般会計からの繰入金につきましては、償還金につきましては交付税措置がありますので、丸々これらの一般会計からの繰入金というか、全部が一般会計からもらっているのではなくて、うちの下水道課が直接交付税をもらえないものですから、一旦、霧島市の一般会計に入って、そこから下水道課のほうに迂回してもらうような形になっているところでございます。

○委員（宮内 博君）

毎回、このことは申し上げているんですが、受益者負担金が2,140万2,000円ということで、現年度賦課金が1,987万8,000円というふうにしてあります。報償金のほうが492万1,000円ということでありまして、率的には8割近い七十数%の大方を還元するというふうになるのかなと思いますけど、そこをちょっと確認させてください。

○業務Gサブリーダー（笹峯毅志君）

ただいまの負担金の報償金について、平成27年度につきましては、平成26年度で施行しました地区とあと新規の部分の負担金を見越しているわけですが、報償金については、75%を見込んで予算化をさせていただいております。

○委員（宮本明彦君）

23ページ、下水道管理費のところですね、平成26年度の予算説明資料、これからすると結構詳しい明細がここに出されてきたかなというふうには思っています。そういう中で、この消耗品費、薬品施設維持管理等ですね、それから光熱水費、光熱水費っていうのは結構燃料代が上がっているというようなお話も聞いています。そういう意味で有収水量とこの消耗品費とかは基本的にはリンクする、有収水量が多くなったら価格も多くなるでしょう。ただスケールメリットもあるから半分は押さえられるのではないかなという気もしています。そういう意味で有収水量の伸びからしたら、こっちのほう伸び率が高いのではないかなと。今までの予算の内訳を見ていくと、そういうところがあるのではないかなと感じているのですけれども、その辺は有収水量に従って、やはり光熱費がその率に従って伸びた形で予算を組んでいるとお考えなのかどうかというところは分かりませんか。

○下水道課長（柿木安長君）

毎年有収水量は伸びているのですが、光熱費については長寿命化の事業において、電力を食う機器の更新とか、省エネタイプのものを使ったりして、平成26年度は電力量は横ばいだったのですが、電力料金が上がりまして、それを見越して光熱水費を上げております。あと消耗品費については、施設の運営に、水質の保全に必要なものでございますので、有収水量に比例した形で予算計上しているところでございます。

○委員（宮本明彦君）

リンクしているかどうかっていうのは、実績として、決算の値と比べておられるかどうかというのは、おられますか。

○下水道課長（柿木安長君）

前年・前々度また昨年の平成 26 年度の伸びとか、そういうものを関連して、中身を積算しまして、大体の数量を掴みまして、ここに計上しております。

○副委員長（植山利博君）

交付税措置の話ですけれども、下水道事業に関わる交付税の算定の額の何%ぐらいが一般会計からの繰入れに充当されているというふうに思っていますか。

○下水道課長（柿木安長君）

交付税措置の中にはその年度の人口密度とか人口とかもいろいろなものがあります。簡易的な方向としては元利償還金の 40%から 42%が交付税措置として霧島市に入っているんじゃないかなと考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほどの運営委員会の関係でありますけれども、2月末の本会議の時点ではまだ開かれてなかったわけですね、それで3月の上旬には開くという計画をしていたわけですが、まずそれが開かれたのかどうか。

○下水道課長（柿木安長君）

まだ開いておりません。

○委員（宮内 博君）

いつ頃になるのでしょうか。

○下水道課長（柿木安長君）

第2回の運営委員会で資料を委員の皆さんに提供したんですが、その中で自分たちも精査というのをしていくものですから、その中では現実と合わないところも出てきたものですから、ちょっといま精査を行っているところでございます。まだ期日は決まっております。

○委員（中馬幹雄君）

ここの浄化の仕方は微生物ですということですよ。そうした場合に放流するときの水質検査という費用は、消耗品のこの施設維持管理の中に含まれるのですか。

○工務G長（塩屋一成君）

水質につきましては、予算説明資料の23ページの委託料というところにございまして、今年度は国分・隼人衛生公社に委託しているんですが、そこが日々の水質検査を行っております。それと法定検査がございますので、法定検査につきましては、市内にございます検査をする会社に委託しております。

○委員（中馬幹雄君）

この委託料の中には、この処理場維持管理、ここに入るということですか。

○工務G長（塩屋一成君）

日々の検査につきましては、委託料の処理場維持管理になります。

○委員（中馬幹雄君）

法定もここですか。

○工務G長（塩屋一成君）

予算は同じ委託料の中に入っております。

○委員（中馬幹雄君）

微生物ということで、検査一覧表というか、検査結果というのは公表はされないのですか。

○工務G長（塩屋一成君）

しておりません。

○委員（中馬幹雄君）

していないというのは、できないということですか、しないということかどっちでしょう。

○工務G長（塩屋一成君）

県からの調査がございますので、そのときは提出しております。公表しないということではないと思います。

○委員（中馬幹雄君）

できればその結果というものを一応公表していただきたい、我々議員の中だけでもいいと思うのですが、といいますのは、この前錦江漁協と議員と語ろかいがありました。その中で1時間40分くらい話をした中で、この錦江湾の水質汚染というものが、1時間ちょっとそれが集中的な話になって、我々産業建設常任委員会としては水産業がどうのこうのという話をしようと思ったのですが、水質汚染の関係が一番メインになったような状態でございます。それで質問があるのですが、消耗品の中の薬品、これは何を買われているのですか。

○工務G長（塩屋一成君）

主に水処理用として、最後に放流いたします所に次亜塩素酸ナトリウムを混入します。それと汚泥を固めるための薬品が2種類ございます。それが主な消耗品の内訳でございます。

○委員（中馬幹雄君）

私が前聞いた話の中では、全て微生物でやって薬品は使っていないという回答をもらったわけですよ。その後いろいろ調査をしましたら、やはり大腸菌を無くすにはやはり塩素系が必要だということで今言われる薬品は放流のときの薬品であるとお伺いしました。それで、実は錦江湾の排水口周辺、ものすごくいろいろな生物がいなくなったということで、やはりそれは塩素系の影響ではないかと。というのはあそこを潜る人たちが、前はホンダワラ的な海藻もあった、ところが今は全然無くなっていると。異様なキノコみたいな感じのものがあるとか。水質がずっと変わってそうなのではないかということなんです、放流のときの水質検査だけでなく、その海水の検査というのはされていませんか。

○下水道課長（柿木安長君）

放流水までは検査するのですが、放流先の海の海水まではやっておりません。

○委員（中馬幹雄君）

できれば今からでもいいと思うのですけれども、そこら辺の海岸に放流した後の生物の生態系、そこら辺まで今後はチェックをしていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○下水道課長（柿木安長君）

下水道事業自体が公共用水域の水質の保全ですので、今議員がおっしゃったようなこともできる分、やらせていけたらと考えております。

○委員（中馬幹雄君）

実は議員と語ろかいで漁協の方たちが言われた話というのが、天降川から東側の水質が物凄く悪いと、というのは海苔の養殖であっても小浜周辺、永浜、あちらのほうでは下井のところで種を付けて向こうに持って行けば、向こうでは育つと、しかし天降川から東側の水域では海苔の養殖をしても種はついて雑菌が入って、商品化するところまでは育っていかないと。要するに錦江湾というのは西から東に海水が流れている関係で、どうしても東側のほうが水質がおかしいというのが、実際漁をされている人たちの意見もそういうような話が出ているのです。ですから極力下水道の場合でも基準内であれば放流してもいいと思っているわけですよ。ただ、ゼロではないのですよね。ですからそこら辺も今後環境汚染というものを考えていただいて、ただ流す所だけの検査ではなくて、それに及ぼす環境変化まで力を入れていただきたいと思います。

○副委員長（植山利博君）

委員長を交代します。有村委員。

○委員（有村隆志君）

一般質問のときも少しお話をしたところですけれども、下水道がまだ来ていない所で、もし合併浄化槽で新築されたとしますよね、今現在は生活環境部のほうでは合併浄化槽に対して下場のそういうところについては補助金を出さないということがあったわけですが、それとこの下水道事業で

困ることはないのですか。

○下水道課長（柿木安長君）

下水道認可区域以外が今まで環境衛生のほうから新築も合併浄化槽の補助が出ていたようだけれども、平成27年度からもう出さないと、新築については法律で決まっているから出さないとというようなふうになっております。うちの下水道事業におきましては合併浄化槽を付けられると下水道につないでもらえる確率が低くなるものですから、影響はないというか、つないでもらえる確率が上がるのではないかなと考えております。

○委員（有村隆志君）

そこは部長に精査していただきたいのですが、補助金を受けるときは下水道の県のほうの検査も受けますよと。その代わりに下水道が来たらつなぎますよという誓約書を入れているのではないですか。

○下水道課長（柿木安長君）

合併浄化槽につきましては、補助をいただいている方は環境衛生課のほうに下水道が来たときには速やかに接続しますという文言が入っているようでございます。

○委員（有村隆志君）

そういうことでございますので、そこらも含めて建築指導もされるわけですから、そこらも含めて要望しておきます。

○副委員長（植山利博君）

委員長を交代いたします。

○委員長（有村隆志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第43号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時15分」

「再開 午後 2時28分」

#### △ 議案第43号 平成27年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第43号、平成27年度霧島市水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○水道部長（小野博生君）

議案第43号、平成27年度霧島市水道事業会計予算について御説明申し上げます。平成27年度の予算編成に当たりましては、公営企業の基本原則であります、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉の増進を図ることを念頭に置き、市民生活において重要なライフラインであります水道の役割を十分に果たすことができるよう、良質で安全な水道水を安定的に供給することを基本理念として予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから3ページに記載してある通りでございますが、先ず第2条の業務の予定量から御説明いたします。平成27年度の業務の予定量は、給水戸数は年々増加の傾向にあることから対前年度400戸増の57,500戸を、年間総給水量は、近年の状況等から判断し前年度と同水量の1,680万 $\text{m}^3$ をそれぞれ見込んでおります。また、主な建設改良工事の概要につきましては、給水供給の安定化等を目的とした配水管布設工事11件、老朽管対策としての配水管布設替工事43件、及び施設の設備工事5件を予定いたしております。次に、第3条の収益的収入及び支出につきましては、先ず収入の営業収益及び営業外収益等の収入合計額は、対前年度4,280万5,000円減の23億6,624万4,000円を、また、支出の営業費用及び営業外費用等の支出合計額は、施設の維持管理経費の削減や企業会計の新会計制度移行に伴う特別損失の減

等により対前年度6,358万7,000円減の19億6,189万8,000円を計上いたしております。第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入では消火栓設置のための一般会計からの工事負担金300万円を、支出では配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還に必要な経費として14億8,214万6,000円を計上いたしております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14億7,914万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取りくずし等で補填することと致しております。第5条は債務負担行為として霧島市水道事業基本計画の次期計画を来年度から2か年かけて策定する必要があることから、この計画の策定業務委託として、期間を平成27年度から平成28年度までとし、限度額を2,500万円と定めております。第6条は一時借入金の限度額を、第7条は各項の経費の金額の流用を、第8条は議会の議決を必要とする流用の経費を、第9条は他会計からの補助金を、第10条はたな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○管理課長（浮辺文弘君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮内 博君）

予算説明資料の3ページの建設改良費の関係でお尋ねをしますけれども、工事請負費として7億854万円ということで紹介をされているんですけど、前年度対比で2億1,600万円を超える事業費を投入しようということで、ここに示されている各地区の路線の数は前年度と余り変わらないんですけど、その費用額が大幅に引き上げられているわけですので、その辺を少し分かるように御説明ください。

○水道課長（原田 修君）

台明寺水系が耐用年数を過ぎたというようなことから、平成27年度より本格的に改修に入ろうというようなこととございまして、相当の額を見込んでいますところとございます。

○委員（宮内 博君）

平成27年度から台明寺の水源を本格的に事業に入るということでありますけれども、本年度いかにどの事業費の予定をしていて、総額でいかに掛かって、完成年度はいつ頃になるんですか。

○水道課長（原田 修君）

本年度に工事請負費で2億5,000万円計上してございます。正確な数字ではございませんけれども、事業の管路の完成は平成37年度で14年間を見込んでおりまして、総額で管路の工事委託で34億9,457万7,000円、それから配水池は別でございまして、配水池の敷地造成、かれこれ測量、それから台明寺の今の田んぼの所ですか、あの辺に浄水場若しくは送水ポンプ場を設置して、送水管方式で、配水池を別な所に設ける計画でございまして、その総額が13億9,968万8,000円、総額の見込みが48億9,426万5,000円でございます。

○委員（宮本明彦君）

今のお話のところですが、財源的にはどうなるわけでしょうか。

○管理課長（浮辺文弘君）

財源的には毎年、建設改良積立金を内部留保資金として積み立てていくのですが、その建設改良積立金を財源ととする予定でおります。

○委員（宮本明彦君）

建設改良積立金、今で、平成27年度の最後で12億円ですよ、これを毎年毎年積み上げて、下ろしてということで、47億円、あと30億円強は積み立てないといけないという理解でよろしいのでしょうか。国の補助金とかは全然ないということですか。

○管理課長（浮辺文弘君）

建設改良積立金と今、私のほうで申し上げたのですが、毎年、資本的支出、工事請負費等の補填

財源として減価償却費、これも充てることができます。減価償却費が大体8億円から9億円ぐらい、それと補填財源として不足する分について建設改良積立金で補う予定でおりますので、毎年の工事請負費につきましては、一応この財源だけで今のところ足りる予測であります。今後先ほど債務負担行為で予算を組んでおります水道事業基本計画、この計画で今後起債が必要かどうかについてはまた判断をしていきたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

建設改良積立金、部長が最初にお話いただいた資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額14億7,900万うんぬん、これは当年度分損益勘定留保資金、これは損益計算書の中にはどこに入っていると考えるとよろしいですか。

○管理課長（浮辺文弘君）

現年度損益勘定留保資金は、費用の中で減価償却費それから資産減耗費である固定資産除却費という費用が出てきます。その費用から収入のほうで長期前受戻入額を差し引いた額が補填財源となります。減価償却費は現金を伴わない費用になりますので、損益計算上は費用として計算しますが、実際は現金は外に出ませんので、内部留保資金として現年度損益勘定留保資金として内部留保されるものであります。

○委員（阿多己清君）

先ほど台明寺の配水池の関係でありましたけれども、この資料の3ページでいきますと、委託料になると思うんですけども、前年度比2億1,600万円ほどの増ということになるんですけども、この部分が委託料は予算的には6,200万円ほどと。予算書見ればそうなるんですけども、ここの内訳を教えてくださいませんか。

○委員長（有村隆志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時00分」

「再開 午後 3時01分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○水道課長（原田 修君）

国分地区の台明寺の配水区に委託料を2,000万円計上しています。それから、管修については、H I V P管をポリエチレン管に換えるということで、委託の見直しをしているところについて、800万円ほど計上しています。それから施設整備のほうで仮称宇都良配水池の立木調査と防災施設の計画ということで1,500万円ほど計上してございます。あとは国分城山団地の配水池、もしくはポンプの施設改修の委託とポンプ設備の改修工事を計画しています。宇都良関係については1,500万円ほど計上させていただいています。

○委員（阿多己清君）

先ほど言われた台明寺の新たな配水池計画というのは、平成27年度でいけば総額幾らということですか。

○水道課長（原田 修君）

配水池関係の補償の関係で、1,500万円ほど計上をさせております。

○委員（池田綱雄君）

今の関連ですが、配水池を新しく造るということですか。

○水道課長（原田 修君）

平成25年度に配水管の老朽管対策ということで、郡田川の右岸沿いに800mmの配管を計画がなされておりましたけれども、現実的に配管が不可能だということ。それから、台明寺の配水池の3号池、4号池、あの奥のほうでございましてけれども、耐震の基礎調査を行ったところ、耐震がアウトが出たということ。それから、配水池の基礎を十分にやり変えることは多分不可能であろうということ

から、新たに配水池を設けたほうがコスト的には掛からないんじゃないかと。台明寺の配水池も築50年近くなっていると思うんですけども、そこら辺を総合的に勘案して、新たに配水池を求めたほうがいいということを決断して今、宇都良のほうで地元の説明会等を開催しながら話を進めているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

配水池が昭和49年から建設をしておりますので、築40年ですよ。10年ちょっと間違っていますが、私がなぜ配水池を新しく造るのかと聞いたかというのは、湧水量が決まっていますよね。配水池をいくら造っても、湧き出る水が決まっているわけだから、何でだろうと思ったから質問をしたのですが。もう一つは、ダクタイトイル鑄鉄管の耐用年数は何年くらいでしたか。

○水道課長（原田 修君）

ダクタイトイルの法定の耐用年数につきましては40年でございます。

○委員（池田綱雄君）

当時、台明寺配水からこの国分の中心市街まで600mmを入れてきたんだけど、もう40年経っていますよね、ぼつぼつ敷設替えの時期かなと思いますけど、それはいつごろから布設替えをするのですか。

○水道課長（原田 修君）

平成27年度から布設作業に入っていきたいと思っています。併せて平成27年と平成28年の事業計画を仕込んでございますので、その中で管路の腐食状況の調査をしたいと思っています。1kmに1か所くらいずつ、そういうことで調査をさせていただきたいと。このように考えております。

○委員（池田綱雄君）

当時、台明寺から市街地そして敷根、広瀬、全部その当時、鑄鉄管を入れ替えていますよね。相当な経費が掛かると思うんですが、当時パッキン、ゴムですよ、あれがバクテリアで腐食するというような心配をしたのですが、そういう事故はないですか。

○水道課長（原田 修君）

当時の諸先輩方の優秀な施工で、現在そういうことは確認はできておりません。試験掘りとか、いろいろと掘削をするわけですけども、そのときに管路も見てそういう状況の確認はしているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

褒めていただきましてありがとうございます。600mmというのはすごい口径ですよ。大きな川が流れているくらいの水を流すのですけれども、今後入れ替えるとしたら同じ口径で考えますか、それともちょっと大きめに考えますか。どちらですか。

○水道課長（原田 修君）

当時、一番大きな管は600mmでございましたけれども、先ほど申し上げましたように、当初800mmの口径をとというようなことで計画がなされたのですが、800mmの布設は不可能だということで、450mmの送水管で水を圧送して、出のほうについては今、700mmを計画しております。

○委員（蔵原 勇君）

今の説明の中で、原田課長が言った台明寺の新しい水源地、配水池ですけども、昨年説明会があって、山林の状況が御理解を頂いたというふうに私も聞いているのですけれども、先ほど立入調査に1,500万円と言われたのですが、この立ち入りの1,500万円の内訳を教えてください。

○水道課長（原田 修君）

最初は4haくらいを見込んでいたのですが、実際山林の平面地については7,500㎡くらいで足りると。あと、それに付随して林地開発に準ずるものでもございまして、残地森林の25%以上若しくは30%と。そういうことから、およその見込みの中で最低2.5haくらいの立木の調査が必要であると。残地森林を含めると、残地森林と申しますと木は切らなくて、そのまま木を買々と。平面部分については木を伐採して、平たくして造成をします。あと法面の部分については木を切らないといけません。

そういうことで、3種類ほど補償の形態が変わってくると思っております。

○委員（蔵原 勇君）

昨年説明の中で課長が、4町歩程度とおっしゃったのですけれども、確かに2.5haとおっしゃいましたけれども、この貯水池のトン数は、何基でどの程度を見込んでいますか。

○水道課長（原田 修君）

今の見込みでいきますと、造成を仕上げたときに、配水池が7,000 tが2池、6,000 tが1池座る計画でございます。全部で2万 tと。台明寺の湧水量が2万 tでございます、2万 tちょっとあるのでございますけれども、1日分をまるまる貯め込むというのが基本的な構想でございます、当面7,000 tを2池建設して、残りの6,000 tについては今後の需要を見込みながら、あるいは将来の建て替えを見込んだ用地も確保しておこうということで、敷地そのものは今言ったように3池の配水池の建設は可能でございます。その建設の3池目の6,000 tの建設の時期につきましては、将来の水の需要を見込みながら建設したほうがいいのか、待って残りの7,000 tの更新のときに使ったほうがいいのか、そこら辺も含めて今後の方々が検討する課題ではなかろうかと思えます。

○委員（蔵原 勇君）

もう1点お尋ねしておきますけれども、市道から入る所の山林の周囲の2町5反の中に、人家も数件あるんですよ。結構、隣接していますよね。その方々が心配していることがあったものですかからお尋ねですけれども、その辺の人家との隣地については、どのような対策を打たれるんでしょうか。

○水道課長（原田 修君）

我々も進入路については非常に気になるところでございまして、なるべく人家がある所は避けよう。あと、郡田川に転倒井堰があるんですけれども、そここの絡みもあるよねと。上の配水池からの流末も考えないといけないということで、今、道路を3案考えております。いずれどこから入るのかなということで、3案を持っています。今おっしゃるように、その中で人家を通る路線が一番不利な路線であって、流末を下流までずっと持っていくけないといけないということで、残りの2案が生きてくるのかなと、今後の流れの中でなるべく人家は避けたいというのが本音です。

○委員（池田綱雄君）

40年前の話ですが、あそこは2万3,000 tぐらい湧水して、ほとんど取り入れているつもりです。しかし、水利組合との取決めがあって、全部取り入れることはできないですよ。今もそれは生きているんですか。水利組合に戻さないといけない水が。あるいはそこで戻さずに、途中でまた戻してやるというような方法もあるんですが。それと、7,000 tが2基、あと6,000 tというようなことをさっき言われましたけれども、私のころは配水池は3回転だったですかね。8時間分貯めればいいと。水を貯めて抜けてまた貯めるという、だから2万 tをそれぞれ置かないといけないという、そういうのは私は要らないと思うんですけども、そこ辺はどうお考えですか。

○水道課長（原田 修君）

昔の認可を見てもみますと、水の全てを取水しているわけではないというふうに私は考えているんですけれども、それから2万 tのお話をさせていただきましたけれども、配水池の水がめということからすると、被災があったときにいずれどうなんだろうかと。災害があったときの水がめではなかろうかというのが考えなんです。できたら24時間分貯められると理想だと、私は考えているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

その辺は、あなたの考えだけではなくて、全国的にどうなっているのか。全部貯めないといけないのか。私は、1日分全部貯めないといけないというのは、不経済だと思う。配水池は回転させないといけないんですよ。だから当時、私たちのときは2,700 tを2基造ったと思う。5,400 t。1万5,000 tを送るのに5,000 tの配水池しか造らなかつたと思う。ということは3回転するという考えで造っているわけです。その辺は独自の考えではなくて、よその配水池なども研究して、どっちが

いいのか、よそはどうやっているのか、もっと研究して造っていただきたいと求めておきます。

○水道課長（原田 修君）

水道の施設基準の中では、現在 12 時間以上ということであつたわれているところです。

○委員（宮本明彦君）

説明資料の 1 ページ、2 ページなんですけども、真ん中の配水及び給水費、委託料のところでは 1 ページのほうが 6 項目載っていますよね。それぞれ委託費。次のページが 4 項目載っていると思いますけれども、それぞれの委託費を教えてくださいませんか。

○水道政策 G 長（川畑信司君）

まず、説明資料の 1 ページの配水池清掃業務委託、金額が 450 万円です。次の量水器交換業務委託、金額が 1,719 万円。次の施設監視業務委託、261 万 7,000 円。次の漏水当番待機業務委託、945 万円です。水道事業基本計画策定業務委託、1,200 万円です。管路管理システムデータ更新業務委託、862 万 4,000 円。続きまして、説明資料の 2 ページの委託料です。まず、1 番目の配水池清掃業務委託、200 万円です。次の量水器交換業務委託、335 万 2,000 円です。次の施設監視業務委託、260 万 9,000 円。次の漏水当番待機業務委託、630 万円です。

○委員（宮本明彦君）

まず、水道事業基本計画策定業務委託、これが先ほどから言っている平成 27 年、平成 28 年でやると。基本的にはもう水道事業のほうでやるよと。この基本計画というのは、水道事業と簡易水道事業と合わせたものと考えたらよろしいですか。

○水道課長（原田 修君）

合わせたものでございます。

○委員（宮本明彦君）

その上の漏水当番待機業務委託、水道事業のほうは 900 万円、片や簡易水道の 630 万円ですか。結構、簡易水道のほうは金額の比率的には多いのかなと思いますけれども、この辺の理由は何かありますか。

○水道課長（原田 修君）

漏水当番待機業務委託につきましては、ほとんど休みのときの待機でございまして、24 時間の待機料を払っているところでございます。国分地区、隼人地区、溝辺地区、これが上水道でのお金でございまして、あと簡易水道は横川・牧園・霧島・福山ということでございます。平成 27 年度につきましては、いろいろと組合の再編等もございましたけれども、国分地区・隼人地区は若干、再編してございますけれども、待機をしていただくということで、ちなみに内訳としまして、国分地区が 472 万 5,000 円、隼人地区が 315 万円、溝辺地区が 157 万 5,000 円、残り溝辺・横川・牧園・霧島・福山の 5 地区につきましては、一律 157 万 5,000 円の契約となる見込みでございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは、待機料ということですから、地区が多いから簡易水道のほうは金額が高くなるということでもいいわけですね。そういうことだけということですね。

○施設第 1 G 長（中園 馨君）

例えば、国分・隼人というのが、当然、給水人口が多いということで、待機をする人間を、例えば国分であれば 3 名とか、人間を増やして計算をしてあるということでございます。

○委員（宮本明彦君）

正直なところ、これは待機だけなんですか。例えば待機をしていて、漏水がありましたよという形になったら、当然、修繕費とかが必要になるわけですね。そういうのはまた別途、お金が支払われるということですか。

○施設第 1 G 長（中園 馨君）

そのとおりでございます。

○委員（宮本明彦君）

毎年度この予算は、ほぼ変わりがないと、削減する予定もなくて変りもないという形で考えていたらよろしいですか。今までの実績からして。

○施設第1G長（中園 馨君）

はい、当面の間、このまま継続を考えているとこでございます。

○委員（池田綱雄君）

関連ですが、組合と契約をして待機をお願いしているんですが、これを組合側がもうしないと言ったときに、職員を配置して、職員に待機させた場合には、その費用は大分多くなるか、少なくなるか、そこ辺はどうお考えですか。

○水道部長（小野博生君）

ただいまの漏水当番の関係ですが、資料を見てみますと、1時間当たり690円という単価でやっているようです。もしこれが職員であった場合、当然、土曜日、日曜日の超勤ですが、通常の場合ですと4,000円前後になるのかなと思っております。ですので、こちらのほうで頼んだほうが安くつくと考えているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

予算書の1ページ、給水戸数は先ほどの説明の中でも500戸程度伸びていると。水道事業が4万7,100戸、簡易水道で1万400戸、合計5万7,500戸ということで予定をされているわけですが、500戸伸びて水の使用量は横ばいと。しかも収益は減という予算になっているわけです。この背景について、どのように分析をされているのかお示してください。

○管理課長（浮辺文弘君）

まず、予算の給水戸数等ですが、予算を組む段階のときの実績を基に算出をしております。給水戸数が毎年増加をしております。この背景につきましては、一般世帯、事業所、こういったものの新規登録が大半を占めていると考えております。給水戸数は給水申請に基づくものであって、住民基本台帳の人口とか世帯に比例するものではないものであります。また、給水収益、水道使用量の減につきましては、これにつきましては節水機器がかなり普及をしてきていること、また節水意識の向上、これが要因と考えております。

○副委員長（植山利博君）

給水戸数は、今後も引き続き増えていくというような認識をされていますか。

○管理課長（浮辺文弘君）

給水戸数につきましては、ここ数年、毎年400戸ほど増えている状況にありますので、これにつきましては、今のところ増加すると考えているところでございます。

○副委員長（植山利博君）

水道課で布設替えもされるわけですが、併せてこれまで給水エリアでなかった地域の延長による新たな給水戸数の増加、この辺も見込んでいらっしゃるでしょうか。

○管理課長（浮辺文弘君）

そこについては見込んでおりません。

○副委員長（植山利博君）

他会計からの繰入れが簡易水道で7,100万程度なのかなと、この予算書から見えております。それから水道事業については、児童手当は、事業そのものには全くないという理解でよろしいですか。

○管理課長（浮辺文弘君）

そのとおりでございます。

○副委員長（植山利博君）

そこで、水道事業に関わる交付税措置というものもあると思うんですけれども、このことは例えば、水道料金の問題であるとかということも含めて、交付税措置がなされているものが一般会計に入ったものは、水道事業には全然振り分けていないという理解ですので、そういう理解でよろしいですか。

○水道政策G主任主事（山内 太君）

繰出金に関してですが、簡易水道で借り入れた企業債の償還、並びに児童手当に関する経費、これにつきましては交付税措置がされているものでございます。

○副委員長（植山利博君）

児童手当はでしょうけれども、事業そのものについては、簡易水道の7,100万円ぐらいだと思うんですけども、これ以外には一般会計からの繰出しはないと思います。そこでお尋ねをしたいのは、交付税措置が簡易水道も含めて、どれぐらいの交付税になっているのか。その分が繰り入れられているのが、何%ぐらいの繰り入れになっているのかということをお尋ねしているんです。

○管理課長（浮辺文弘君）

簡易水道事業については、議員がおっしゃるとおり交付税措置がされております。今、交付税がどれくらいあるかというのは、手持ち資料がありません。そのうち繰出基準に基づいて受け入れているのが、議員のおっしゃるとおり、水道事業で受け入れている、ここに上げているだけの補助金であります。それで割合についても、また後ほどお示ししたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

平成27年度から、水道事業と上水道と下水道課が一つになると、それはそれでよかったですか。

○水道部長（小野博生君）

霧島市の組織再編の話だと思うんですが、水道のほうに下水道が来るのは確か平成29年1月だったと思います。そのときに上下水道部になると聞いております。

○委員（宮内 博君）

これは、次の提出資料からになると思うんですけども、せっかく予算説明資料を頂いていますよね。先ほど宮本議員のほうからもありましたように、委託料等は全て総額でしか書いてないんですよ。それで、ほかの執行部から提出されている説明資料には、それが書いてあるんですよ。総額では本当に分かりません。ですから、先ほどのような質問は、書いてあれば聴かなくていい話ですよ。ですから、ぜひ、次からはもう少し分かりやすい資料を作成して、提出していただくようお願いしたいんですが、部長のほうにお考えをお聴きします。

○水道部長（小野博生君）

委員の皆様方に非常に分かりにくい資料で、誠に申し訳ございませんでした。次回からは、そのような形で、金額等を一つ一つ書くような形で提出したいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第43号の質疑を終わります。

#### △ 議案第44号 平成27年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第44号、平成27年度霧島市工業用水道事業会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○水道部長（小野博生君）

議案第44号、平成27年度霧島市工業用水道事業会計予算について御説明申し上げます。工業用水道事業会計予算につきましては、国分上野原テクノパークに立地している工場群等への工業用水道の安定供給を目的として予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページ及び2ページに記載してある通りでございますが、先ず第2条の業務の予定量から御説明いたします。平成27年度の業務の予定量は、給水事業所数を対前年度1増の18事業所、年間総給水量を8

万 7,840 m<sup>3</sup>, 一日平均給水量については 240 m<sup>3</sup>をそれぞれ見込んでおります。第 3 条の収益的収入及び支出につきましては、収入支出の総額をそれぞれ 1,698 万 1,000 円計上いたしております。今回は施設の維持管理に関する経費の減が見込まれるため、前年度と比較し収入支出それぞれ 24 万円減となっております。第 4 条の資本的収入及び支出につきましては、収入として老朽施設の更新を行うための一般会計からの補助金 2,675 万 2,000 円を計上し、支出につきましては、老朽施設更新工事等の建設改良費 2,786 万 9,000 円を計上いたしました。耐用年数を経過した老朽施設につきましては、平成 25 年度から計画的に更新作業を進めております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 111 万 7,000 円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものいたします。第 5 条は一時借入金の限度額を、第 6 条は予定支出の各項の経費の金額の流用を、第 7 条は他会計からの補助金を、第 8 条はたな卸資産の購入限度額をそれぞれ定めているところでございます。詳細につきましては、管理課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○管理課長（浮辺文弘君）

[予算説明資料に基づき説明]

○委員長（有村隆志君）

ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

先ほど、今年 84 万 4,000 円の増を見込んでいるというようなことをおっしゃったんですが、これは今度、コンパネを造る会社が来るんだと。今、建設をされているようですけども、その会社で間違いないですか。

○水道部長（小野博生君）

さつまファインウッドということで申しましたけれども、コンパネかどうかは分かりませんが、木材加工をする会社であると聞いております。

○委員（下深迫孝二君）

分かりました。佐賀が本社で、ベニヤ板を造る会社だということでしたけれども、少しでも工業用水の使用量が増えてくるのかなと思ったものですからお尋ねしたんですが、それと県がやっている縄文の森は、年間どのくらいの水道料金でしょうか。

○管理課長（浮辺文弘君）

縄文の森につきましては、契約水量 30 t で契約しております。1 年間で超過水量がなかった場合に、年間 49 万 4,100 円となります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第 44 号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3 時 46 分」

「再開 午後 4 時 00 分」

○委員長（有村隆志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理を行います。議案番号順に行います。

#### △ 議案第 36 号 平成 27 年度霧島市一般会計予算について

○委員長（有村隆志君）

まず、議案第 36 号、平成 27 年度霧島市一般会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第 36 号について、反対の立場から討論を致します。私が本予算に反対する第一の理由は、昨年の隼人保育所に続き、国分西保育園がこの 4 月から民営化されることについてであります。本当初予算は、その民営化の結果、公立保育園運営事業費は、2014 年度の 2 億 8,737 万円が、2015 年度では 2 億 4,914 万 1,000 円と、3,822 万 9,000 円の減額となっております。保育所や養護老人ホームの民営化は、住民の福祉増進を基本とする地方公共団体の役割に逆行するものであり、認めることができません。また、保育所で働く保育士は、資格を持ちながら 59 人が臨時職員として働いている実態があることも、委員会の審査の中で明らかになったところであり、看過できないのであります。第二の理由は、国分庁舎別館建設事業の 6 億 4,444 万 3,000 円についてであります。国分庁舎別館工事は、事業費 19 億円を投じて建設し、供用開始後は隼人庁舎から教育委員会や選挙管理委員会を国分に移し、隼人庁舎では約 70 人の職員が移動することになり、地域の活性化や市民の利便性からも大きな問題であります。また、周辺部の総合支所から職員が集中することになれば、過疎化に一層拍車がかかることになるとの市民の不安は大きなものがあります。広大な霧島市に地域の拠点となる総合支所を配置して、市民サービスができる体制を整えることこそ求められていることを指摘するものであります。第三に、木質バイオマス安定調達事業の 1 億、200 万円についてであります。霧島永水地区で進められる木質バイオマス発電事業は、5,700kW の発電量を確保するために、年間 6 万 t から 7 万 t のチップが必要とされ、霧島市はそのチップ加工のために 5 年間助成としてしています。さらに、本年度は霧島市が所有する 6 ha の森林を伐採し、その一部が燃料材確保に充てられることが明らかになっております。木質バイオマス発電事業は、その検討段階から、素材生産者である現職の市議会議員が議論に参加をし、補助金支出を強く求めた経過があり、その後発電事業者の取締役就任している問題があります。私の市議団は、政治家の地位に基づく影響力の行使に当たり、政治倫理上の問題があるということを指摘してきましたけれども、そういう経過からしても同意できません。第四に、2002 年に廃止をされた同和对策事業についてであります。霧島市においては富隈小学校と隼人中学校の子供を対象にした補充学習行われ、新年度においてもその継続のために 318 万 5,000 円の一部が充てられており、同時に部落解放同盟への補助金 105 万 1,000 円が計上されているところであります。同和对策事業の終了を受けて、地域外と同じように施策を進めることこそ求められております。2013 年 6 月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律は、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境整備をするとともに、教育の機会均等を求めており、補充学習などではなくて、無料塾などの開催によって全地域を対象としたものにすべきであるということを指摘をして、本案に対する討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 36 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 10 人で、起立多数と認めます。したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第 36 号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

○委員（池田綱雄君）

今回の予算審査の中で、全体的に言えることとして、質疑に対して後ほど答弁するという場面が多く見受けられました。部長、課長、グループ長と、多くの職員が出席をしており、誰かが答えられるよう十分な準備をして臨んでいただきたいことを付け加えていただきたいと思っております。

○副委員長（植山利博君）

平成 27 年度の一般会計予算について、区画整理事業に関わる予算が、昨年度に比べて大体二分の

一号程度の予算措置になっております。麓第一地区、隼人駅東、それから浜之市の区画整理事業は、当初の予定を大幅に遅れながら進捗をしている状況もあり、区域内に居住されている住民の方々には、いろんな意味で拘束をかけている状況が長く続いていることとなります。市長がいつも言われるように、選択と集中という観点からも、できるだけ早い時期に事業の完成をすべきであります。今後の27年度の補正予算、更には28年度に向けて、この事業ができるだけ速やかに完成をするような取組を求めたいというふうに思います。もう一点は、国分庁舎別館建設の予算が計上されておりますけれども、この別館のレイアウトを見させていただきました。福祉事務所が手狭だということで、ここに来られる方々の利便性の確保、市民の利用の拡充をということで別館を建設するわけですが、せっかく造る別館であれば、ワンストップサービスなどの更なる充実を求める必要があろうかと思っております。福祉事務所と関係のセクションが1階と2階に分けて、今の段階での計画はなされているようでありますので、いま一度、庁内における十分な協議をしていただき、ワンストップサービスが実現できるような、そして市民の利便性の確保が更に高まるような取組を求めたいと。以上2点を付け加えていただきたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第37号 平成27年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第37号、平成27年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、議案第37号について、賛成の立場から討論に参加を致します。今回の国保会計は、国保税に係る医療費分の所得割の9.5%を8.9%に、均等割の2万3,200円を1万9,500円に、平等割の2万800円を2万500円に引き下げ、更には12歳から18歳の子供に対しては均等割の二分の一軽減を平成27年度も継続して実施することから提出されたものであり、これが本特別会計に賛成する理由であります。国保税の引下げは、平成22年度に3年間の期限に実施されてきましたが、長引く不況など経済状況が厳しい中で、3年間の期限を過ぎても事業が継続をされ、実施されてきた経過があります。国は2012年度の法律改定によって、2015年4月から1円以上の全てのレセプトを市町村が都道府県ごとに共同で設置している国保連合会で処理する仕組みをつくり、霧島市においても共同事業交付金が前年度対比で22億1,625万9,000円増の44億1,848万7,000円を歳入で計上し、歳出において共同事業拠出金として38億6,668万2,000円を計上しております。委員会における審査によって、本事業による霧島市への財政効果は約4億円とのことであり、この本質には、国保の都道府県化があり、市町村における一般会計からの繰入れ削減と、保険料の平準化のねらいがあることを指摘をしなければなりません。また、新年度予算では、法定減免制度拡充を想定した保険者支援金も繰り入れられており、これらによる財政効果が国保税引下げの継続につながっております。国保は、全ての医療保険制度の最後のセーフティーネットですが、無職者や退職者などの所得の少ない方、高齢者の方が多く加入しているという特徴があります。霧島市が提出した資料でも、所得100万円未満の方が加入者の59%を占めており、60歳以上の加入者も56%であります。所得の少ない人が多く、高齢者が多い国保はもともと財政基盤が弱い中で運用を余儀なくされてい

る医療保険制度であり、この財政を支えるためには、国の思い切った支援が不可欠であることを指摘をするものであります。消費税率の引上げや年金削減が市民の大きな負担となっている中で、保険税軽減を継続して実施することは市民の期待に応えるものであり、賛成であります。

○委員長（有村隆志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 37 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 12 人で、全会一致であります。したがって、議案第 37 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第 37 号の委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○副委員長（植山利博君）

議案第 37 号について、今回、保険税の特別減免並びに特例措置を含む対応が継続をされるわけですが、平成 25 年度の赤字額は 1 億 7,000 万円であり、繰上充用も 8,260 万円を致しております。また、平成 26 年度末の累積赤字の予定額は 6 億 6,000 万円、さらには平成 27 年度末における赤字累計額も 6 億 1,000 万円と試算をされております。そういう大変厳しい国保財政の中で、国は平成 27 年度においては 1,700 億円の補助を付けるということで、さらには税と社会保障の一体改革の中で、平成 30 年からは更に 1,700 億円を上積みするということでもあります。また、平成 30 年度からは、事業者が県に統括されるというようなことも予定されておりますので、それまでの措置として、今回の減免の継続は、本当に厳しい財政の中で苦渋の選択だったんだらうと思いますが、ここ二、三年の国保財政の状況をしっかりと見極めながら、今後の対応については禍根を残さないような対応を求めていると思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

### △ 議案第 38 号 平成 27 年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第 38 号、平成 27 年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

私は、議案第 38 号について、反対の立場から討論に参加を致します。後期高齢者保険料はこの 5 年間で、均等割額 4 万 5,900 円を 5 万 1,500 円へ、所得割に係る保険料率の 8.63%は 9.32%に引き上げられております。同時に、年間保険料限度額も 57 万円に引き上げられております。これは、この制度が 75 歳以上の人口と医療費の増加が、保険料に直接跳ね返る仕組みになっていることから起きているものであります。本予算は、その保険料引上げを前提として計上されており、同意できないのであります。後期高齢者医療保険制度は、2008 年 4 月に自民党と公明党政権が、構造改革路線に基づく医療改悪の柱として導入してきた経過があります。私ども日本共産党は、75 歳になった途端に、それまで加入していた公的医療保険から切り離し、別立ての医療保険制度に囲い込み、負担増と差別医療を押し付ける高齢者いじめの仕組みを持つ制度として、この廃止を一貫して求めて

おります。委員会の議論の中でも、霧島市において、所得が少ないために保険料の法定減免を受けている方は 76.9%に上がることが明らかにされております。病気に掛かりやすく、収入の手段も限られている高齢者だけを一つの医療制度に集め、保険料を引き上げるか医療費の給付を制限するかを迫り、高齢者をお荷物扱いにするこのような制度は中止をすべきだということを申し上げて、本案に対する討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論を終わります。採決します。議案第 38 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 11 人で、起立多数と認めます。したがって、議案 38 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第 38 号の委員長報告に、付け加える点はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第 39 号 平成 27 年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第 39 号、平成 27 年度霧島市介護保険特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第 39 号について、反対の立場から討論に参加をします。今回の介護保険会計は、第 6 期介護保険事業の 3 年間の保険料が示される初年度であります。その保険料は住民税非課税、本人課税の基準額で、第 5 期事業では年間 5 万 5,200 円が、今回は 6 万 6,000 円へと 19.56%、1 万 800 円もの引上げがなされたのであります。その結果、市民税非課税で、老齢年金のみの受給者である第 1 段階の保険も、2 万 7,600 円から 2 万 9,700 円と引き上げられるのであります。霧島市はこの介護保険料決定に当たって、1 億 5,400 万円を介護給付準備基金から取り崩すとして試算しておりますが、2015 年 5 月時点での基金残高は、3 億 3,777 万 3,000 円と報告をされております。厚生労働省は 2008 年 8 月に、第 4 期介護保険事業の保険料設定についての通達を出しておりますが、その通達において、「介護給付準備基金は各保険者において最低限必要と認める額を除き、基本的には次期計画において歳入として繰り入れるべきものであると考える」としております。今もその制度そのものが生きていることは、委員会審査の中で明らかにされております。多額の基金を残したまま保険料負担を引き上げるべきではありません。第 6 期介護保険事業では、要支援者に対する訪問介護通所介護保険給付費から外し、市町村が実施している地域支援事業に残すことが決定しており、霧島市では平成 29 年 4 月からそれが実施されようとしています。その地域支援事業は、2016 年度の 9,032 万 3,000 円から、2017 年度には 2,918 万 5,000 円に縮小される計画が、委員会審査の中でも示されているところであります。また、本年度から特別養護老人ホームに入所できる高齢者は、要介護 3 以上とされ、霧島市の現在の特養ホームの待機者 502 人中、150 人が要介護 3 以下であることも示されております。特養ホームを要介護 3 以上に限定することで、所得が少なく他の施設に入れられない方が介護難民となる可能性を厚生労働省も認めており、特養の増設や入院患者追い出しの中止、在宅や居宅系介護サービスを含めた低所得者の利用料減免を進めるべきであります。さらに、2015 年 8 月からは、介護保険に初めて利用料の 2 割負担が導入されることとなります。以上、述べたように、

今回の介護保険会計は、第1号被保険者の保険料負担の強化、利用の抑制、利用料負担などが多く盛り込まれており、到底認めることはできないのであります。サービス切捨てと利用者負担の強化ではなくて、国庫負担の引上げこそ進めるべきであることを指摘して、討論と致します。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第39号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者10人で、起立多数と認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第39号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第40号 平成27年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第40号、平成27年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第40号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第40号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第40号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第41号 平成27年度霧島市下水道事業特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第41号、平成27年度霧島市下水道事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第41号について、反対の立場から討論を致します。先の補正予算のところでも討論をさせていただきました。その理由は、受益者負担金に対する前納報奨金制度であります。今回の予算におきましても、受益者負担金収入として、2,140万2,000円が計上され、歳出では492万1,000円の報償費として計上されているところです。一括納付の場合、20%の前納報奨金を支払うこの制度が本予算にも反映をされております。これまでの議論の中で、平成27年度における受益者負担金を納める方の75%が、前納報奨金を受け取るとして試算をされております。経済的に苦しい一括納付ので

きない方に対しては、20%の軽減措置が受けられず、そのまま負担をしなければいけない、こういう制度は早く見直しをすべきであります。また、今後30年も下水道事業を進める、そういう計画ではなくて、事業の縮小と合併浄化槽への助成を増やしていく政策に転換を進めるべきであるということも申し上げて、討論としたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第41号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者10人で、起立多数と認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第41号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第42号 平成27年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第42号、平成27年度霧島市温泉供給特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第42号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第42号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第42号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第43号 平成27年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第43号、平成27年度霧島市水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第43号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第43号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第43号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第44号 平成27年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第44号、平成27年度霧島市工業用水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮内 博君）

議案第44号について、反対の立場から討論を行います。平成27年度の工業用水道事業会計は、一般会計から337万9,000円の繰入れを行うことによって、予算編成が成されております。これまで、この件については繰り返し指摘をしてきた経過がありますけれども、市民に提供する水道料金よりも、かなり低い価格で工業用水は配水をしており、そこで生じた赤字を一般会計から補填するという形が、平成27年度の工業用水道事業会計においてもそのまま存続をしている点について、少なくとも一般会計からの繰入れでない工業用水道事業に転換が求められているということを申し上げて、討論としたいと思います。

○委員長（有村隆志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者11人で、起立多数と認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第44号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に移ります。

#### △ 議案第45号 平成27年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（有村隆志君）

次に、議案第45号、平成27年度霧島市病院事業会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第45号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第45号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。議案第45号の委員長報告に、何か付け加える点はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案処理を終了します。

#### △ 委員長報告についての確認

○委員長（有村隆志君）

最後に、委員長報告についてお諮りします。今回の審査議案について、先ほど付帯意見がそれぞれ出されましたが、出された御意見を織り込むこととし、報告については、委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。これで、付託されました案件の全てを終了しました。よって、予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 4時40分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 有村 隆志